

# 令和元年第2回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

令和元年6月12日(水)

東洋町議会

余 白

## 令和元年第2回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開会 令和元年6月12日(水) 午前9時00分宣告

出席議員 (8名)

議長 西岡 尚宏 君	副議長8番 福島 登 君
2番 高島 俊彦 君	3番 小松 熙 君
4番 武山 裕一 君	5番 小野 正路 君
6番 今宮 裕明 君	7番 田島 毅三夫 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	光本 速雄 君
会計管理者	生松 克祐 君
教育長	川田 真由美 君
総務課長	大坪 靖幸 君
税務課長	小池 昭平 君
住民課長	蛭子 浩久 君
産業建設課長	伊吹 真貴博 君
教育次長	北川 晃彦 君
地域包括支援 センター事務局長	田岡 いずみ 君
総務課長補佐	築地 仲音 君
住民課長補佐	堀川 歩 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君
産業建設課長補佐	生田 憲一 君
税務課長補佐	近藤 真人 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	長崎 正仁
事務局職員	金山 志帆

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 6番 今宮 裕明 君 7番 田島 毅三夫 君

## 令和元年第2回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

令和元年6月12日(水) 午前9時開議

- |        |       |  |
|--------|-------|--|
| [日程第1] | 承認第1号 | 専決処分事項「東洋町税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて                    |
| [日程第2] | 承認第2号 | 専決処分事項「東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて              |
| [日程第3] | 承認第3号 | 専決処分事項「東洋町介護保険条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて                 |
| [日程第4] | 承認第4号 | 専決処分事項「平成30年度東洋町一般会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて            |
| [日程第5] | 承認第5号 | 専決処分事項「平成30年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて    |
| [日程第6] | 承認第6号 | 専決処分事項「平成30年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて |
| [日程第7] | 承認第7号 | 専決処分事項「平成30年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて      |
| [日程第8] | 承認第8号 | 専決処分事項「平成30年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて       |

[日程第9]	承認第9号	専決処分事項「平成30年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
[日程第10]	議案第18号	令和元年度東洋町一般会計補正予算(第1号)を定めることについて
[日程第11]	議案第19号	令和元年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
[日程第12]	同意第2号	副町長の選任につき同意を求めることについて
[日程第13]	発議第7号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
[日程第14]	発議第8号	地域からの経済好循環の実現に向け、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書について
[日程第15]	発議第9号	若者も高齢者も安心できる年金制度の改革を求める意見書について
[日程第16]		議員派遣について
[日程第17]		閉会中の継続審査・調査の申し出 (1)総務教育民生常任委員会 (2)産業建設常任委員会 (3)議会運営委員会
[日程第18]		一般質問
[追加日程第1]	発議第10号	東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案



議事のでんまつ

議長

(西岡 尚宏議長)

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和元年第2回東洋町議会定例会を開きます。

(再開時間：9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、専決処分事項条例3件、専決処分事項補正予算6件、補正予算2件、発議3件、議員派遣1件、閉会中の継続審査、調査の申し出1件の16件、それと一般質問、それと人事1件の17件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

本定例会で付託を受けた9件の意見書の取扱いについては、総務教育民生常任委員会委員長から報告があり、新たな過疎対策法の制定に関する意見書、地域からの経済好循環の実現に向け、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書、若者も高齢者も安心できる年金制度の改革を求める意見書の3件は採択、全国知事会の米軍基地負担に関する宣言の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外、国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書その1とその2、日米地位協定の抜本改定を求める意見書、国連各委員会の沖縄県民を先住民族と認めて保護するべきとの勧告の撤回を求める意見書、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書の6件については不採択との報告がありました。

議会運営委員長

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入る前に、本定例会 1 日目の発議第 3 号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件について、7 番、田島毅三夫君の弁明時に不穏当発言があったことの確認について、議会運営委員会で審議されておりますので、その報告を求めます。

高畠議会運営委員長。

(高畠 議会運営委員長)

皆さま、おはようございます。

それでは、議会運営委員会から報告を行います。

6 月 7 日、令和元年第 2 回東洋町議会定例会における、発議第 3 号、田島毅三夫議員に対する懲罰の件についての審議中、田島議員の弁明時に、不穏当発言があったかなかったについて、途中経過を報告しておりますが、残りの発言内容について、審議結果を報告いたします。

特別調査委員会報告書⑦、議会会議規則第 5 4 条、発言内容の制限に抵触することについて、まず、カへの弁明時に、職員の虚偽証言と発言している箇所は事実に基づかない不穏当発言である。

次に、イへの弁明時に、町長の無責任な答弁と発言しているが、町長に対し無礼であり、不穏当発言である。

続いて、懲罰特別委員会報告書⑧、議会会議規則第 6 1 条、一般質問に抵触することについて、まずアへの弁明時に、執行部に、答弁しなくても良いなどと指示する議長発言こそ不穏当であり、違法、不当であると発言しているが、議場の秩序保持権を有する議長に対して無礼であり、不穏当発言である。



次にイへの弁明時に、行政統括責任者町長として、確実な証拠もないのに精査もせず職員の虚偽証言を鵜呑みにしてと発言している箇所は、事実に基づかない不穏当発言である。

続いて、懲罰特別委員会からの報告書⑨、議会会議規則第102条、品位の尊重に抵触することについて、まず議員の執行部に対する質疑、質問を上記各項のとおり、ほとんどと言っていないぐらい不当で事実に基づかない理由をこじつけ、中止させあるいは取消し、果ては懲罰処分にするという、議員としては考えられないことを常習化させ、実行しております、議会なканずく、議長の執行部を庇い、本来執行部は答弁すべき、反論すべき執行部、答弁させないようにしていることについて驚愕しております。更にこの事実は重大な問題と発言しているが、正当な理由をもって対応している議会及び議長に対して無礼であり、不穏当発言である。

続いて、懲罰特別委員会報告書、戒告文については、嘘や嫌がらせ、冤罪などの理由を付け、除名処分をはじめとして、議会が侵し、たちまちの違法、不当と発言しているが、事実に基づかない不穏当発言である。

以上のとおり、田島毅三夫議員の弁明時に不穏当発言があったことを確認いたしました。

最後に、田島毅三夫議員の弁明発言における不穏当発言について、議会運営委員会が事実に基づかない発言を理由とした見解を述べておきます。

田島毅三夫議員は、発議第5号の懲罰動議の弁明時において、事実に基づかないとはどのように事実に基づかないか等の発言しておりますが、平成29年12月8日東洋町議会は、田島毅三

議長

夫議員が女性職員に対し、汚い女と暴言を発したことは、職員の証言を認めたうえでの出席停止処分の懲罰を科していることから、その懲罰処分が司法判断によって覆されない限り、東洋町議会が認めた暴言の事実に対する田島毅三夫議員からのいかなる主張も、事実に基づかない発言として捉えるということでありま

す。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

7番、田島毅三夫君。

ただいまの議会運営委員会で報告があった発言箇所については、不穏当発言と認めますので、発言の取消しを求めますがいかがですか。

(議席より、議長と声あり)

どうぞ。

(議席より、これは7日の日に私は何回かに渡ってその都度その都度弁明をしてきました。その中にこの今言うたことに対して全て私はかっちりと証拠、証明をして弁明してあります。よって私にはひとつも自分がそういうことをしたという自覚はありません。私は絶対に間違ったことを言っていない。よって謝罪も、勧告も受ける必要はありませんと発言あり)

勧告受ける、特別委員会で決まったことですから。

ということは取消さないということですね。

(議席より、ということで、はいと発言あり)

はい、田島毅三夫君。

(議席より、じゃあもう一度弁明さしてくれませんか。今の発言に対してと発言あり)

もうそれは繰り返し。

田島議員の弁明によって特別委員会を開いて、それで結果が出たのであります。

取消さないのか取消すのかはっきりしてください。

(議席より、はいと声あり)

はい。

(議席より、その理由を言ってるんですよ。取消さない理由をと発言あり)

いやもう、取消さないのか取消すか、どっちかを言ってください。

(議席より、理由を言わなければ取消すも、と発言あり)

7番、田島毅三夫君が発言を取消さないようですので、その部分については、議長権限で取消します。

日程に入ります。

日程第1、承認第1号、専決処分事項、東洋町税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を議題とします。

質疑について、まず、本会議で提出された全ての議案に対し、1人1時間以内、答弁時間も1時間以内とし、一問一答方式で行います。

また、議会会議規則第54条の規定により、発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできないことになっております。

その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により、注意し、なお、従わない場合は、発言を禁止します。

なお、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は、議員の質疑に対し、反問できますので、反問する場合は、反問しますと発言の上、挙手願います。

これらのほか、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には、十分に、気をつけてください。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を、他の議員に賛同させることであります。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第1号、専決処分事項、東洋町税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第2、承認第2号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第2号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第3、承認第3号、専決処分事項、東洋町介護保険条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第3号、専決処分事項、東洋町介護保険条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4、承認第4号、専決処分事項、平成30年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が1件ありましたので、これを認めますが、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には、十分に、気をつけてください。

7番、田島毅三夫君。質疑を始めてください。

(田島 毅三夫議員)

それでは平成30年一般会計補正専決第1号について、何点か質疑させていただきます。

ページ順に追って通告してありますので、見ながらお聞き願いたいと思います。

1番目、ふるさと納税にかかる返礼品300万円増額の件に

7番議員

<p>議長</p>	<p>ついてお聞きしたいと思います。</p> <p>歳入では2千万円減額され、総収入は9500万円となっておりますが、この減額の原因を聞く。</p> <p>また、今回補正で現在までの総積立金額はいくらになったのかまずお聞きしたいと思います。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>ふるさと納税の歳入額につきましては、平成30年度の決算が先月の5月末日に出納閉鎖を終えたところでございまして、これから寄附者についての詳細な分析を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>現段階では、減額となった要因と考えておりますのは、平成29年12月から返礼品の調達割合を3割以下に見直しをしたことにより、寄附者の件数は伸びたものの少額寄附が増えたことによって、歳入が伸び悩んだのではないかと考えております。</p> <p>寄附の件数ですが、平成29年度の件数が1万1260件、平成30年度では寄附の件数が1万4335件、伸び率といたしまして、27.3パーセントとなっております。</p> <p>また、30年度末でのふるさとづくり基金の残高は7400万円あまりとなる見込みでございます。</p> <p>以上でございます。</p>



議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>私が聞いたのは今までの、平成30年度分という議案に対する質疑になっておりますけれども、総額はどうでしょうか、答弁できないでしょうか。</p> <p>できたらその総額、今までの分ですね、その平成30年度プラス今までの分も含めてお願いしたいと思います。</p> <p>2つ目の質問に入ります。</p> <p>歳出では返礼品が300万円増え、ふるさと納税返礼経費総額は7300万円となっております。</p> <p>諸経費7300万円のうち、返礼品購入費用は何パーセントを占め、いくらになっているか金額をお答え願いたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>ふるさと納税にかかる返礼品は、返礼品の品物と発送に要する費用を含めておりまして、返礼品のみの詳細な購入費は把握できておりませんが、先ほど答弁いたしましたとおり、平成29年12月から返礼品の調達割合を3割以下に見直しをして</p>

	<p>おりますので、返礼品を取扱っている業者におかれましても、この内容に基づき実施をされているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>総額は、答弁もらえなければまたお席にお聞きしに行きます。</p> <p>3つ目の質問に入ります。</p> <p>そういう結果ですね、町の純利益は総額の23パーセント、私の計算ではね。</p> <p>で、なって金額にすれば2200万円となっております、30年度については。間違っておれば訂正願いたいと思います。</p> <p>国は確かに言われるように、29年に30パーセントを限度に指示しておりますが、町利益率は少ないのではないかと。</p> <p>私の計算ではね、23パーセントということになっておりますので、これは少し30パーセント限度まで、まだ余裕があるということでお聞きしたいと思いますが、そういう自覚はございますでしょうか、お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p>



	<p>ひとつ、答弁の中でこういうことがありましてね。 クレーム対応という言葉が出てきました。 以前に聞いたことあると思います。 聞いたことは思い出しますが、どれぐらいの返礼の中で、どれぐらいのクレーム対応があったのか。 もし金額も含めて言えればお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長) 大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長) 田島議員にお答えいたします。 クレーム対応の方ですが、これは返礼品を取扱っている業者の方が行っていただいておりますので、役場の方では把握もできていない部分がありますけれども、役場の方としては、クレーム対応というのは少ないというふうに考えております。 以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長) 7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員) 町のですね、そういう事業の中でね、それはたとえ事業者の落ち度であったとしても、やはり町としてやっている事業ですのでね、町はその件数も知らないというようなことでは私は問題だと思っております。</p>

議長	<p>2つ目の質問に入ります。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>先ほどの自己の意見ですので。</p> <p>自己の意見ですので。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>今の私の発言ですか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>気を付けてください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>これは自己になるかな。</p> <p>2番目の質問に入ります。質疑に入ります。</p> <p>子ども子育て支援計画策定支援業務委託金80万円の減額を問うということでお聞きしたいと思います。</p> <p>この策定はどこへ委託して、どのような内容の支援がなされているのか、対象人数と委託金減額の理由をお聞きしたいと思います。</p>

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>田島議員にお答えをいたします。</p> <p>この策定の委託先は、JMCという業者に委託をしております。</p> <p>30年度委託では計画策定に向けたニーズ調査を行っております。</p> <p>この計画の対象者は就学前の児童及び小学生となっております。</p> <p>委託金額の減額の理由は入札による減額となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>3番目の質疑に入ります。</p> <p>農地等有効活用事業補助金100万円の減額ということになっておりますね。</p> <p>この減額補正によって、結果30年度は1153万が補助されたことになると、自分なりに試算しておりますが、件数及び面積、内容等の説明を求めたいと思います。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>農地等有効活用事業補助金につきましては、平成29年度の実績をもとに当初予算で、160万円を計上しておりましたが、30年度は申請者が1件しかなかったことにより、減額をしております。</p> <p>また、1153万7千円というのが、農業振興費の目全体の予算額となっておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島毅三夫議員)</p> <p>こういうね、農業が今非常な、大変な状態の中で、こういう町からの方の、こういう事業に、補助に対してね、応募がないということは非常にうちも残念に思っております。</p> <p>今後また、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それも自己の意見です。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>話ができんな。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>これは議案質疑ですので。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>4 番目の質問に入ります。</p> <p>特用林産業新規就業者支援事業費 280 万円の削減補正理由を聞くということで、何点かお聞きしたいと思います。</p> <p>研修者補助が 1 人月額 15 万円、年間 180 万円以内。</p> <p>それから指導者支援が月 5 万円の補助となっておりますね。</p> <p>そうすると年間 60 万円となります。</p> <p>総計が、研修生、またその指導者分合わせますと、計 240 万円と考えますが、この 280 万円となっている、差額 40 万円について、理由をお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 産業建設課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p>



<p>議長</p>	<p>280万円の減額につきましては、研修期間2年を1年に短縮したことにより、修了した研修生1名分と、新規研修生1名が研修を中止となったことから、その不要額を減額しております。</p> <p>以上です。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ちょっと今、2年が1年となられたと今言われましたね。</p> <p>平成31年、令和になってからも1件ありました、令和になってからはないか。ごめんなさい、ちょっと勘違いしてます。</p> <p>近々2件の募集がありましたが、その中でもすべて2年を限度となっちょっとと思うんですが、1年ということはいつ変更になりましたか、お聞きしたいと思います。</p> <p>(議席より、えっと資料持ちちょっとんやけど・・・と発言あり)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>要綱の改正につきましては、ちょっと今手元に資料がありま</p>

	<p>せんで、何年からかはちょっとわかりませんが、1年以上研修をすれば修了できるということになっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>私の新聞かい、これは広報の方から回ってきたんですかね、特用林産業新規就業者の研修、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>その要綱のことは質問に出ておりませんので。</p> <p>要綱のことはやめてください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>いや、結局その、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやではありません。</p>

7 番議員	<p>質疑に出てないものはいけませんので。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>2 番目の質疑に入ります。</p> <p>結果、平成 30 年度、何人の研修生を受入れ、何人が研修を修了したのか。</p> <p>その後 1 年以上の就業は規制されておりますが、履行されているか説明を求めたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>平成 30 年度の研修生につきましては、継続が 2 名、新規が 3 名、その内 1 名が研修を中止しております。</p> <p>また継続 2 名が研修を修了し、受入生産者のもとで就業をしております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>この 3 番目の質疑については、これはちょっと内容的にも、答弁が難しいかと思しますので、これは削除しておきます。</p>

議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はい。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それから 5 番目の質問にそのまま入ってかまいませんか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はい。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>5 番目の質疑として、地籍調査業務委託料 4 3 0 万円の減額補正理由を聞くということで、この事業委託は、年度当初に公募して年間経費を入札によって契約していると、こう聞いておりますが、年度末に委託金の不要額分わかりませんが、減額補正された、この理由をお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>補助金が、要望額より減額されてことに伴い、事業を縮小したことによるものです。</p> <p>以上です。</p>

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>2番目の質疑に入らしてもらいます。</p> <p>この減額、うちの今、答弁聞くまでは、この減額補正はですね、事業進捗が遅れたのかと、そういう繰越かということも考えたんですけども、この減額された残りの部分によって、30年度は、どこの調査を行い、結果総面積に対する進捗率はどれくらいになったか、令和何年に完了するか、3点お聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>平成30年度は野根地区、浦地区になりますが、0.06キロ平米、それと甲浦地区であたご山山林になります0.02キロ平米となっております。</p> <p>30年度のこの分の進捗率につきましては、0.5パーセントの増となります。</p> <p>事業計画書では、令和11年度に完成予定となっておりますが、進捗率が上がらない分につきましては、後年度にこけていきますので、令和11年度完了は大変厳しい状況となっております。</p>

	<p>ます。</p> <p>なお、全体の進捗率につきましては、19.5パーセントなっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>6番目の質疑に入らさせていただきます。</p> <p>これは教育長にお願いしたいと思います。</p> <p>特別支援教育支援職員賃金が166万円出ておられました、予定が組まれて。</p> <p>これは減額されておりますが、この原因、理由をお聞きしたいと思います。</p> <p>大事な事業なのに削減すればですね、この教育支援に支障が出たのではないのかと、そう心配してその理由を聞いております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>川田教育長。</p>
教育長	<p>(川田 真由美教育長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>この減額についてなんですけれども、支援員1名が7月末で</p>

	<p>退職し、後任の支援員が確保できなかったため、減額するものです。</p> <p>配置校の校長と協議し、他の支援員がカバーするなどの対策を行いました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>たぶんといいますか、臨時さんというか、私的雇用の方だったと思うんですが、結局その方が2名やったんですか。何したのは。</p> <p>2名中1名が欠員して、他の職員さんがカバーした、フォローしたと、こう聞きましたが。</p> <p>こういうことはどんなんですかね。</p> <p>他の職員さんにまた負担がかかったんじゃないかという考えがしますが、そのことはございませんでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

7 番議員	<p>この160万円の減額補正のまた自己の意見の、それはもう何回言っても一緒ですね、やめてください。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>結局内容がなあ。</p> <p>よし、はい。</p> <p>7番目の質疑に入ります。</p> <p>ふるさと創生奨学資金貸付金400万円の削減補正の理由を聞くということで、1点、数点、2点か、お聞きしたいと思います。</p> <p>この減額は受給者数を減少か、それともその他の理由があったんでしょうか。</p> <p>お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>川田教育長。</p>
教育長	<p>(川田 真由美教育長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>仰るとおりですね、予算計上は10名分を計上しておりましたが、貸付実績が5名であったための、5名分、<math>5 \times 80 = 400</math>万円分の減額としております。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>



7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>2つ目の質疑に入ります。</p> <p>この奨学金についてはね、国の方でも返還免除の支援が行われとうと聞いておりますが。</p> <p>このふるさと創生奨学金は返還免除分の貸付金になっておるのでしょうか。</p> <p>1人月額いくら貸し付けているのか、町には返還免除の貸付制度はあるのかお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>川田教育長。</p>
教育長	<p>(川田 真由美教育長)</p> <p>返還免除分の貸付金かどうかということですが、卒業後1年間据え置いてから、10年以内に返還することとなっております。</p> <p>続きまして、月額いくら貸し付けているかということですが、この奨学金は月額ではなく、大学や各種専門学校への入学時に一時金として80万円を貸し付けております。</p> <p>続きまして、返還免除の貸付制度についてですが、本貸付金は減免の制度はございますが、免除の制度はありません。</p> <p>また、他に返還免除の貸付制度はございません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

7 番議員	<p>7 番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>8 番目の質疑に入ります。</p> <p>児童生徒学生等入学支援事業 200 万円の削減理由についてお聞きしたいと思います。</p> <p>予算 700 万円に対して、今回 200 万円の削減があったんですが、少し大きすぎるのではないかという疑点をもったの質疑でございます。</p> <p>受給者の減少だと思うんですけども、その他に補助資格や条件の変更などがあったのか、お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>川田教育長。</p>
教育長	<p>(川田 真由美教育長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>大学、各種専門学校への入学者数の実績による減額補正となりますので、特に資格や条件等の変更ではありません。</p> <p>(議席より、以上ですと発言あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7 番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第4号、専決処分事項、平成30年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5、承認第5号、専決処分事項、平成30年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が1件ありましたので、これを認めますが、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には、十分に、気をつけてください。

7番、田島毅三夫君。質疑を始めてください。

<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>この議案に対しては、1件だけ、1点だけお聞きしたいと思います。</p> <p>出産育児一時金126万円の削減理由を聞くということで、お聞きしたいと思います。</p> <p>受給者の減少が理由と考えておりますが、予算では210万円の予算に対して126万円の削減は、ある程度予測される出産数であります。</p> <p>そしてまた、子どもさんの数もある程度把握していると思えますのに、あまりにも予算と支出の歳出が差が大きすぎます。</p> <p>何人予定していて、何人受給したのか、見積もり誤差の理由と、今後の誤差の改善策をお聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>堀川住民課長補佐。</p>
<p>住民課長補佐</p>	<p>(堀川 歩住民課長補佐)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>出産育児一時金につきましては、国保の被保険者の一出産につき42万円を、国保連合会を通じて医療機関へ支払いをしております。</p> <p>当初5件を予定しておりまして、平成30年度の出産が2件でしたので、3件分が不要額となりました。</p> <p>今後につきましては、妊婦の方の転入や社会保険から国保への移動なども考慮して、少し余裕を持った予算化をしたいと考えております。</p>

議長

以上でございます。

(議席より、以上ですと発言あり)

(西岡 尚宏議長)

7番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第5号、専決処分事項、平成30年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6、承認第6号、専決処分事項、平成30年度東洋町後

期高齢者医療保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を  
求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第6号、専決処分事項、平成30年度東洋町後  
期高齢者医療保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求  
めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めま  
す。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7、承認第7号、専決処分事項、平成30年度東洋町介  
護保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めること  
についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第7号、専決処分事項、平成30年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8、承認第8号、専決処分事項、平成30年度東洋町下水道事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が1件ありましたので、これを認めますが、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には、十分に、気をつけてください。

7番、田島毅三夫君。

質疑を始めてください。

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>30年度の下水道特別会計について、補正専決1号について、1点2点質疑させていただきます。</p> <p>まず1つ目ですが、運転管理委託料として30万円の削減が出ておりますが、その理由を聞くという題で、今回30万円が削減されましたが、この委託は当初に公募入札して、2043万円で委託したのではなかったのでしょうか。</p> <p>いったん委託した金額の削減理由をお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>この下水道維持管理区業務としまして、3年の複数年契約であり、これは指名競争入札により決定しましたので、入札減が発生しました。</p> <p>以上になります。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そうなりますと、これ30年度で専決ということで上がって</p>



	<p>おりますが、いつ3年かということで、この見直しといいますか、入札をいつやられたんでしょうか。</p> <p>もう一度再確認したいと思います。</p> <p>分かりますか、意味。言いゆう。</p> <p>もう一度言いましょうか。</p> <p>かまいませんか。</p> <p>3年期間といいますけれども、ということは、専決で出てくるということは、これはいつ入札があったのかという疑問がありますのでお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>入札は平成29年3月下旬に行い、4月1日に契約をいたしました。</p> <p>以上になります。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>もう一度、自分の頭を整理してまた後から聞きに行きたいと思います。</p> <p>2つ目の質疑に入ります。</p>

<p>議長</p>	<p>水、電気機器類施設等工事費として、3140万円が削減されておりますね。減額というか。</p> <p>今回の削減が総予算額の約半分に近い金額になっておりますね。</p> <p>落札減にしては大きすぎるという気がしますが、計画の変更か、削減の理由をお聞きしたいと思います。</p> <p>またこの事業の再確認をしたいが、ちょっと内容を簡単でかまいません、説明をお願いしたいと思います。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
<p>産業建設課長補佐</p>	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>これは、国へ要望した補助金額が50パーセント程度減額されたことに伴い、工事を縮小したことによるものであります。</p> <p>以上になります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>説明が抜けちゅう。</p> <p>(議席より、事業の内容と発言あり)</p> <p>説明が抜けちゅう。</p> <p>(議席より、ありがとうございます。わしが言いよったらいか</p>

産業建設課長補佐	<p>んと発言あり)</p> <p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>どうもすみません。</p> <p>事業内容としましては、水処理施設の方がだいぶ少なくなりましたので、水処理施設からマンホールポンプ場を先に実施するように変更しました。</p> <p>以上になります。</p> <p>(議席より、以上ですと発言あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島毅三夫君の質疑が終わりました。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>次に、賛成者の討論はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これより、承認第8号、専決処分事項、平成30年度東洋町下水道事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることにつ</p>

いての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第9、承認第9号、専決処分事項、平成30年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第9号、専決処分事項、平成30年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり承認されました。</p> <p>日程第10、議案第18号、令和元年度東洋町一般会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。</p> <p>これより、質疑を行います。</p> <p>質疑の通告が2件ありましたので、これを認めますが、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には、十分に、気をつけてください。</p> <p>まず、8番、福島登君。</p> <p>質疑を始めてください。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>それでは質疑を始めます。</p> <p>議案第18号、令和元年東洋町一般会計補正予算第1号を定めることについて、次のことをお聞きします。</p> <p>1つ目です。</p> <p>予算書17ページ、農林水産業費、農業振興費の新たな補助事業、東洋町がんばる農業支援事業費補助金250万円について、交付要綱や実施基準、想定する支援内容等について詳細な説明を求めます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p>

福島議員の質疑にお答えします。

東洋町ががんばる農業支援補助金交付要綱につきましては、現在精査中ですので、案の段階となりますが、補助目的は現在農業者で、農業の収益性の向上や、農業経営の維持をするため実施する事業について予算の範囲内で補助することを目的としています。

補助事業内容につきましては、4つありまして、1点目が、共同連携支援事業として、複数の農業者や組織等が協同して取り組む事業で農業経営の維持、振興に資する事業としております。

2つ目に、農業機械及び設備改善支援事業として、農業者が経営安定に繋げるためのハード、ソフト事業。

3つ目に担い手対策支援事業として、農業者等が後継者や担い手の育成を目的に行うために取り組む事業。

4つ目に、その他町長が必要と認める事業となります。

補助金は一補助事業あたりの上限を決めておりまして、共同連携支援事業は100万円、農業機械及び設備改善支援事業は50万円、担い手対策支援事業は50万円としております。

補助率は、補助対象経費の80パーセント以内、2回目が60パーセント以内、3回目以降が40パーセント以内、また単年度での申請は1回限りとしております。

以上です。よろしく申し上げます。

(西岡 尚宏議長)

8番、福島登君。

議長

<p>8 番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>聞き落としがあったかもしれません。</p> <p>複数の団体ということで、団体ということを確認しましたが、個人でもいいのかということと、それと補助率 80、60、40ということをお聞きしました。</p> <p>1年に1回ということなんで、この事業が何年、今から色々決めるということもお聞きしましたが、何年続いてですね、その期間の間なら回数制限はないのかということ。</p> <p>それと、まだ規則についてもまだ今からということになるかと思いますが、採択基準、そのことは今、案でもあればお聞きしたいが、どうでしょうか。</p> <p>すみません、複数の質問で申し訳ないです。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員の再問にお答えします。</p> <p>個人でも、この補助事業は対象となります。</p> <p>回数制限につきましては、今のところまだ検討中でございますので、これから決めていきたいと考えております。</p> <p>それと採択基準につきましても、案の段階で作っておりますけれども、これもまだ精査中ということで、お示しはまだできない状態ですので、よろしく願いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

8 番議員	<p>8 番、福島登君。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>まだ詳細な設計、要綱や基準がまだということなんで、決まればですね、どこかでまた説明を求めてですね、町民の皆さんにも公募ができるように準備していただきたいと思います。</p> <p>関連しますが、次の質問に移ります。</p> <p>予算書の 18 ページ、農林水産業費、水産振興費の新たな補助事業ですね、東洋町がんばる農業支援事業費補助金 250 万円について、先ほどと同じようにですね、交付要綱や</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>福島君。</p>
8 番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>実施基準、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>福島君、農業じゃないです漁業。</p>
8 番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>あ、すみません、漁業です。</p> <p>漁業支援事業補助金 250 万円について、先ほどと同じように交付要綱や実施基準、想定する支援の内容、これらについて説明を求めます。</p>



議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員の質疑にお答えします。</p> <p>東洋町ががんばる漁業支援事業補助金交付要綱につきましても、現在精査中でございますので、案の段階となりますが、補助目的は農業とほとんど似た内容となっております。</p> <p>1つ目が共同連携支援事業、これも複数の漁業者や組織等が共同して取組む事業で、漁業経営の維持、振興に資する事業。</p> <p>2つ目に漁業機械及び設備改善支援事業、漁業者が経営安定に繋げるためのハード、ソフト事業。</p> <p>3つ目に担い手対策支援事業として、漁業者等が後継者や担い手の育成を目的に行うために取組む事業。</p> <p>4つ目に、その他町長が必要と認める事業となっております。</p> <p>補助金につきましても、一補助事業あたりの上限が、協同連携支援事業は100万円、漁業機械及び設備改善支援事業は50万円、担い手対策支援事業は50万円としております。</p> <p>補助率につきましても、補助対象経費の80パーセント以内、2回目が60パーセント以内、3回目以降が40パーセント以内。</p> <p>これも単年度の申請は1回限りとしております。</p> <p>以上です。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

<p>8番議員</p>	<p>8番、福島登君。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>再問します。</p> <p>この新たな補助事業ですが、今説明もお受けしました。</p> <p>先ほどの、農業の方と水産の方と、同じような設定だと思えますが、国から色々、国へ県から、色々その他にも、農業、水産に色んな支援があると思います。</p> <p>その絡みというの、補助を受けるときにですね、県、国もいただける、それとこの補助金。</p> <p>その一体になったときの、補助率等も今からという答弁になるかもしれませんが、そのあたり、今想定されとうことをお聞きしたいと思いますが。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員の再問にお答えいたします。</p> <p>県補助とか採択された場合は、それを除いた部分に関して町の補助金を上乘せするという形にはなりません。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>

<p>8 番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>予算書の 18 ページ商工費、商工振興費、商工持続発展支援事業補助金 300 万円について追加補正の理由と、この補助事業の継続等について詳細な説明を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>令和元年度 6 月 10 日時点で補助金の申請が 7 件ございまして、すでに交付決定をしている 4 件分の補助金が 310 万 5 千円となっております。</p> <p>今後の交付決定予定額 3 件分で 243 万 1 千円を見込んでおりますので、合計 553 万 6 千円となっております。</p> <p>また今後の申請に対して、240 万程度の予算を確保しております。</p> <p>この補助金は平成 27 年度から始まり、平成 30 年度で事業が失効となることから、31 年度、令和元年度から継続して実施できるように、交付要綱を改正しております。</p> <p>ただし、この事業も 5 年目となりますので、事業の見直し等を考慮し、単年度事業として実施することとしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

<p>8番議員</p>	<p>8番、福島登君。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>私の中では関連すると思うんですが、単年度事業ということで、実施基準の方の変更、特に事業採択の変更というのはありませんか。</p> <p>なければいけないということがかまいませんが。</p> <p>答弁をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員の再問にお答えいたします。</p> <p>採択基準の変更はございません。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(議席より、以上ですと発言あり)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君の質疑が終わりました。</p> <p>ここで休憩をしたいと思います。</p> <p>再開は10時25分です。</p> <p>(休憩時間：10時09分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p>

	<p>(再開時間：10時25分)</p> <p>先ほどの、田島議員の質問に対して、手島産業建設課長補佐から答弁漏れがありましたので、したいということで申し出がありましたので、これを許します。</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>すみません。</p> <p>承認第8号、専決処分事項、平成30年度東洋町下水道事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求める件についての中で、説明の中で誤りがありましたので、訂正させていただきたいと思ひまして、説明をさせていただきます。</p> <p>先ほど説明させていただきました、下水道維持管理委託業務の入札に関しまして、平成29年3月と伝えましたが、平成30年3月でありました。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>次に、7番、田島毅三夫君。</p> <p>質疑を始めてください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>どうも、手島課長補佐、ありがとうございました。</p> <p>それでは、令和元年町一般会計補正第1号について、何点かお聞きしたいと思います。</p> <p>ページ追ってお聞きしたいと思います。</p>

	<p>1つ目に、町制60周年記念誌製作費50万円が計上されておりますが、このことについてお聞きしたいと思います。</p> <p>こうした、記録に残る歴史的な資料作成は、少し費用がかかってもしっかりとした情報と歴史的なデータを交えた記録として、また東洋町アピールのためにも町内外で活用できるようなものになるのか、どのような冊子を計画しているのか、内容、ページ数、発行予定日、また決まっておれば金額などもお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>築地総務課長補佐。</p>
総務課長補佐	<p>(築地 仲音総務課長補佐)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>町制40周年記念誌を参考に制作しようと計画をしております。</p> <p>内容は、東洋町の概要、お祭りやイベント、農林漁業など、産業の紹介、東洋町の60年間の主なできごとを年表や写真で振り返り、人口や世帯数、産業就業者数、規模別漁船数の推移などを掲載したいと考えております。</p> <p>ページ数は20ページで、発行予定日は7月末日を予定しております。</p> <p>東洋町のことを十分伝えられるものをと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

7 番議員	<p>7 番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>これは以前のように、無料で全戸配布なんではないでしょうか。</p> <p>それを一点お聞きしたいと思います。</p> <p>続けて2つ目いけませんか、1つ、気いつけましょうか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>今の答弁を。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>先もらう。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はい。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ほな、お願いします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>築地総務課長補佐。</p>
総務課長補佐	<p>(築地 仲音総務課長補佐)</p> <p>田島議員の再問にお答えします。</p> <p>全戸配布で、無料配布を考えております。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>2つ目の質疑に入ります。</p> <p>15ページでございます。</p> <p>白浜地区消防団の車庫用地購入費とって40万円が計上されておりますね。</p> <p>この件について、場所と地目、坪単価、面積、それから何台収容か等お聞きしたいと思います。</p> <p>また、いつ、もし車庫移転するようなことがあればいつ完成させるのか、その予定がわかっておればお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>現在、甲浦分団の消防車1台の保管場所として、民間の方から無償により使用をさせていただいております。</p> <p>今回、相続人からこの用地につきまして、売買を希望されておりますことから、購入をするものでございます。</p> <p>場所は白浜字住吉突抜113番地1、地目は宅地で、面積は30平方メートル、用地購入費として41万円を予定しております。</p>



議長	<p>以上でございます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>何台収容か、1台。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>消防車1台の保管場所として使わせていただいております。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>完成予定は。</p> <p>(議席より、了解と発言あり)</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>坪単価ですけども、4万5千円でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>要するに、今のところの購入ということでしょうか。そうですね、了解。</p> <p>それでは、3番目の質疑に入らせてもらいます。</p> <p>ページ17です。</p> <p>建物補償金として100万円が計上されていますけど、こ</p>

<p>議長</p>	<p>れはどのような補償なんでしょうか。</p> <p>どこの建物の補償か、その補償理由を、あるいは内容をお聞きしたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>この建物補償金でございますが、昭和30年代前半に始まりました、新小池川改良工事に伴いまして、河川などになってしまう土地について土地代替契約を締結しております。</p> <p>この契約は、甲浦町の時代でして、昭和34年6月29日に締結したものとなります。</p> <p>この代替地に建っていました民間人所有の倉庫などの補償金として100万円を計上させていただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ちょっと聞き取れなくて、ごめんなさい。</p> <p>もう一度確認します。</p> <p>これは今言う、その昭和35年言いましたかね、6月の今言</p>

	<p>う時に、そこを使わせてもらってたということですか。</p> <p>そしてその分を新たに工事するために、それをその補償と言われましたかね、ちょっとうちは混乱していますが、これは購入じゃないんですか。</p> <p>買い取ったということではなくて、そのままの状態、今までの迷惑かけたという補償なんですか。</p> <p>ちょっともう1点、お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>この、まず土地につきましては、町のものでございまして、建物につきましては、これが民間の方の倉庫が建っていたという状況でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>答弁を聞いて余計に混乱をしています。</p> <p>ぶっちゃけた話、どこですか場所は。</p> <p>そうでなかったら私も、小池川関係では付近の方から色々以前から相談を受けてきましたが、小池川の太鼓橋といいます</p>

	<p>か、何言うんですかな、正式名はわかりません。うちは太鼓橋  と  言うてますが。</p> <p>南から北側に渡った右側の妙なところでしょうか。</p> <p>自分はそこしか分からないんですけど。</p> <p>もしそうであれば、これはどんなんですか、町はその方に以  前  から相談も受け、貸付けちよったということでしょうか。</p> <p>それとも、その方が無断で使用しよったということでしょう  か。</p> <p>そこのところをもう一度はっきりとお答え願いたいと思ひ  ま  す。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>田島議員にお答えいたします。</p> <p>この土地ですが、場所はですね、新小池川の、小さな水門が  あ  ると思ひますが、その向かい側になります。</p> <p>地番でいいますと、大字河内 1 0 7 5 - 6 の土地になりま  す。</p> <p>先ほども申し上げましたが、その土地の代替契約がですね、  昭  和 3 4 年 6 月 2 9 日には代替契約は結んでおったんですけ  れ  ども、土地の部分については名義は東洋町、旧の甲浦町の名  義  になっておりまして、その部分に民間の方の倉庫が建ってお  っ  たというようなことになります。</p> <p>以上でございます。</p>

<p>議長</p>	<p>(議席より、議長、今、もう一遍、と発言あり)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>小休します。</p> <p>(休憩時間：10時38分)</p> <p>(場所について確認)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：10時41分)</p> <p>田島議員、質疑を続けてください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>これは3問目でしたね。</p> <p>答弁確認ということで、再再問になるかもわからんが。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん、3問はもう終わりましたよ。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>終わってんのかい。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>4問に移ってください。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三議員)</p> <p>では4番目の質疑に入ります。</p> <p>ページ17でございます。</p> <p>危険建築物撤去事業補助金が162万円出ておりますが、この内容をお聞きしたいということで、お聞きしたいと思えます。</p> <p>どこの危険建築物の撤去補助なのか、老朽住宅除却事業ではないのか、また新規事業として創設したものかお聞きしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
住民課長	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>田島議員にお答えをいたします。</p> <p>白浜地区に倒産した会社の建物が倒壊し、台風時等に飛散し、通行の妨げ、また危険な状態が続いていましたことから、住民の皆さんが撤去するので費用について助成して欲しいという要望書が提出されております。</p> <p>その事業に対応するため、経費を計上させていただいております。</p> <p>老朽住宅除却事業は、住宅に限定されるため、今回の件は対象にならないものとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>

議長

(西岡 尚宏議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議委員)

今初めて聞きました。

大体理解できました。

この件につきましてはですね、以前、あれ何年でしたかな、2、3年前やったかな。

結局そこの建物の中に毒物が入っていましたよね。

その撤去のことでずいぶん揉めましたね。

結局最終的には町が負担して900何十万でしたか、負担した処分というか処理というか、したわけですが。

その家なんですよ。元工場というかですよ。

そうなった時にどんなんですか、うちは徳島銀行の支所長と話をして、抵当物件として差押さえているなら、差押さえたその人が、その危険物の対処に責任を持たなければいけないと、そういう物権の権利だけでなく、危険物の責任まで持つべきやということでだいぶ揉めたんですけれども。

どうでしょうか、今回のこのことについても、住民さんが出てから撤去する、その費用ということになっておりますが、これはどんなんでしょうか。

私は、もう今現在どなたが所有しているかわかりませんが、所有権者に対してそういうことをすべきじゃないかと思うんですが、町の費用を使うてやるよりもね。

住民さんに迷惑をかけるよりも、そこの所有者の責任だと思っうんですが、これをお聞きしたいと思います。

<p>議長</p>	<p>お願いします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>この件につきましては、台風の度にですね、色々と苦情とい いますか、何とかして欲しいというような</p> <p>(議席より、田島さんちょっと場所勘違いしちようでと発言あ り)</p> <p>(議席より、議長と発言あり)</p> <p>話もあったわけですが、この場所はですね、その毒物を撤去 した場所ではなくて、</p> <p>(議席より、違うのかと発言あり)</p> <p>どんなに言うたらええんかな、倉庫といいますか、その倉 庫がもう倒壊してしまっ、台風の度に飛散するという、飛ん でいくと。</p> <p>危険であるということで、白浜住民の総意として要望書が上 がってきたわけですが、今回も、去年は特に台風がで すね、連続して来ましたので、そういったこともあって何とか この危険な物を撤去して欲しいと。</p> <p>ご指摘のとおり、法的なこととか所有者の問題とか色々あり</p>



<p>議長</p>	<p>ます。</p> <p>そういう経験もして参りましたので、しかし倒壊したまま放置しておくというのも、町としていかなものかなというところで、公費の投入という判断をさせていただきました。</p> <p>以上です。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はじめからそう言ってもうたら、うちもこういう無駄な質問をしなくて良かったんですけれどもね。</p> <p>今町長から答弁いただきました。</p> <p>改めてほなひとつお聞きしたいと思いますが、この倉庫、今確かに平屋の車庫とか倉庫とか、それが、ぐしゃっとこうなった状態で台風の度に飛んでいることも、私は自覚しております。</p> <p>どうでしょうか、これ、横の今言うその危険物を入れてあった倉庫とも同じ方が今でも所有されている所有者として残っているんでしょうかね。</p> <p>それと、もしそうであればその人に本当は責任があるんですよ。</p> <p>そのことと、どうでしょう、もし仮にこれをもうその所有者が出資する資力がないということであって、どうにもならんということになった時に、危ないきにほら、何とかせんということとは私も賛成します。</p>

	<p>その時にですね、住民さんにボランティアで人がおらんのかどうか分かりませんが、そういうことをするのに、どうでしょうこれは町が代執行をしておいてね、今後それを、権利者の分かった時にですね、はっきり分かった時に、その代執行分をその人に払ってもらおうと。</p> <p>こういうことではどうでしょうかね。</p> <p>そうしなければやはり、そういうことは1つの前例となつて、次から次にこういうことが起こってくるかもしれない。</p> <p>そういう心配もしております。</p> <p>答弁求めます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>田島さんの意見といいますか、ご指摘のとおりだと思いますけれども、今回の件につきましてはですね、何年も放置していると。</p> <p>所有者の方の経済状況、色々交渉も前回の時と同じようになかなか難しい部分があります。</p> <p>そういった流れの中で今回は緊急避難的な措置という解釈でですね、何とか対応したいというふうに思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>

<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>3問使いましたやろか。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はい。</p> <p>5番に移ってください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それでは、5番目の質疑に入らしてもらいます。</p> <p>17ページです。</p> <p>芸東衛生組合負担金2051万円の削減の内容についてお聞きしたいと思います。</p> <p>平成31年度当初予算には2058万円が計上されております。</p> <p>それは早何ヶ月か数ヶ月のうちにですね、当初以上の補正が追加されておりますね。</p> <p>なぜ当初予算に組んでおかなかったのか、前年度の大体予算は分かってるんですよ。</p> <p>総額も含めて。</p> <p>何か、途中で次々組んでいくよりも、最初にバンと必要経費を予算化しておけば良かったんじゃないかと。</p> <p>そういう意味を含めて、増額理由をお聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

<p>住民課長</p>	<p>蛭子住民課長。</p> <p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>田島議員にお答えをいたします。</p> <p>これは、室戸市と東洋町が合同で利用している室戸清浄園の焼却設備の熱交換機と集塵機の更新のための予算措置となっております。</p> <p>この設備は昨年から応急措置を行っており、修繕業者との話し合いでもう2、3年は保たすような形で運営をしようかという予定でしたけれども、今年になり不具合が頻繁に起こるようになりました。</p> <p>このままでは焼却ができなくなる恐れが出てきたため、追加の補正ということになりました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>初日にですね、説明を受けてなかったもので、申し訳ありません。</p> <p>内容が分かりませんでした。</p> <p>続いてこの6番目の17ページですね、町がんばる農業支援事業補助金、それから次も一遍に。</p> <p>これは先ほど、同僚議員から質疑がありましたので、これは省かしてもらいたいと思いますがいかがでしょうか。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>どこまでですか。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>1、2、2番。</p> <p>この事業は本年度当初予算に計上はなかったというところから2番目の、個別申請対応事業か、全額補助か、自己負担はないのかというようなところまで、この分まで、重複してもいけませんので、どうでしょうか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>1番、2番を除けるということですか。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そうです、6番のね。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>うん。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ほんで。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ほな、7番からやるということですね。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そうです。</p> <p>ほんなら、ごめんなさい。</p> <p>いかん、けんどこれは。</p> <p>ほなもう、1つだけやらしてください。</p> <p>ほんならもう、ややこしいこと言うて迷惑かけたらいかん。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いや、1つだけ言うて、これは、どれをやってどれを除けるんですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>6番目の1番目、この事業は本年度当初予算に計上が無かったが、新規</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>その1番をやって2番を除けるんですか。</p> <p>それをはっきり言うてからやってください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>

議長	<p>そのままもう、通告どおりやらしてもらいます。 いや、混乱しましたらいきませんね。</p>
	<p>(西岡 尚宏議長) はい。 それでは始めてください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員) はい。 この事業は、本年度当初予算に計上がなかったが、新規に創設された事業か。 新規なら公開、公募するべきではないか。 そのことについて、まずお聞きしておきます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長) 伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長) 田島議員の質疑にお答えいたします。 この事業につきましては、新規に創設した事業となります。 また、チラシ等による公募を考えております。 以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長) 7番、田島毅三夫君。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>2つ目に、こらもう、聞いたな。</p> <p>自己負担はあるということは聞きましたね。これはもう。</p> <p>ごめんなさい、ほな2つ目は削除します。</p> <p>これは、前の方が聞いております。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>あの、田島さん。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>除けるとか除けんとか言うのはかまんけんど、もうちょっとこう、除ける除けんをはっきりしてやってください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>了解。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>聞いている人が迷いますんで。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>わかりました。</p> <p>2つ目のですね、また個別申請対応事業か、全額補助か、自己負担はないのか、事業内容の説明を求めるということについて</p>



	<p>て、これは前段で聞いておりますので、この分を削除します。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はい。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>かまいませんか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はい。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それから7番目には、一旦席に戻りましょうか。</p> <p>ここにかまいませんか、そのままです。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いや、かまいません。</p> <p>やってください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>7番目の質疑に入ります。</p> <p>これも言うたな。</p> <p>18ページ、がんばる漁業支援補助金。</p> <p>これの、8番目も言うちょうなあ。</p> <p>7番目も重複しますので、</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はい。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>消さしてください。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はい。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>8 番目、18 ページの 8 番目の商工持続発展支援事業補助金 300 万円の追加補正について聞くということで、その中で、だいたい事業のことも聞きました。</p> <p>そこで、もう 2 つ目の、この質問を 1 番目にさしてもらいます。</p> <p>②、この事業は随分と町商工発展に寄与してきましたが、本年度分を入れて、今まで何件の補助事業があって、現在どのように推進されているのか、補助実施後の事業成果の把握はどのようにして行っているのか、お聞きしたいと思います。お願いします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>

議長

(西岡 尚宏議長)

この、1番はほな削除で良いんですね。

(議席より、うん、この2番を1番に、これだけにしますと発言あり)

はい、わかりました。

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員の質疑にお答えいたします。

27年度から令和元年度まで、6月10日現在で85件の方が申請をして来ております。

現在どのように推進されているのかにつきましては、30年度では広報と一緒にチラシの配布をし、周知を図っております。

今年度につきましては、これまでの周知により浸透ができているものと考えておりますので、特にチラシの配布等は考えておりません。

補助事業後の成果の把握につきましては、事業者から直接の声や商工会を通じて事業の成果は出ていると認識はしております。

また、事業成果のデータとしてまとめたものはございません。

以上です。

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>今、課長の最後の答弁について1つ再問さしていただきたいと思えます。</p> <p>補助事業の実施後の事業成果の把握はできていないと、商工会の方ではできておると思うが、報告は受けていないと、こういうことであります。</p> <p>しかしこれはやはり、しっかりとしてこの公金といいますかね、住民さんの血税を使っての支援事業なもので、やはりそのお金がどのように使われて、どのように成果が出て、どのように継続されているかという報告というのは、これはどうでしょうかね。</p> <p>これは今まででそれができていないとなれば、今後、言うたらまた言われるかな。</p> <p>そういうことを、これは、把握、</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん、今後はだめですよ。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>言い換えよる。</p> <p>ほやきに、そういうことについて、全くしていませんか。</p> <p>これで終わります。</p>

<p>議長</p>	<p>(議席より、ごめん、把握は全くしていませんかと聞いている、それだけで良いですと発言あり)</p> <p>(自席より継続審査と発言あり)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p> <p>(議席より、議長、勝手な発言しゆうやん。止めんと、手挙げてと発言あり)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>事業効果が把握しているかということだと思えますけれども、これはですね、補助金の名称が、持続発展ということになっておりますので、持続していってほしいというような思いがあるわけでございまして、ほとんどの補助申請が、設備改善、備品を新たに購入したとか、そういったものがほとんどでありますので、維持している、やる気を出して発展させていくというような効果につきましては、あるのではないかなと。</p> <p>商工会においても、すべての方が商工会の会員になっている方もおれば、なっていない人もおるわけですが、商工関係には寄与しているというふうに考えております。</p> <p>詳しいデータというのは、まだ集計はできておりません。</p>

議長

以上です。

(西岡 尚宏議長)

田島議員。

(議席より、はいと発言あり)

勝手な発言と言われましたが、再問でそういう困難な問題が出た時は相談することもあると思いますので。

7番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第18号、令和元年度東洋町一般会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 19 号、令和元年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 19 号、令和元年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 13、同意第 2 号、副町長の選任につき同意を求めるこ

<p>町長</p>	<p>とについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>同意第2号でございます。</p> <p>次の者を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めます。</p> <p>令和元年6月12日提出でございます。</p> <p>住所は、安芸郡東洋町大字河内1番地9。</p> <p>氏名は、長崎正仁。</p> <p>生年月日は昭和45年6月2日となっております。</p> <p>任期は令和元年6月17日から令和5年6月16日の4年間となっております。</p> <p>提案理由でございますが、令和元年6月16日をもちまして、現在の光本副町長が任期満了となります。</p> <p>今回、光本氏の後任に、長崎正仁氏を副町長に選任したいと存じますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>任期は令和元年6月17日からの4年間となっております。</p> <p>別紙に経歴書を添付しておりますので、ご参照願います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、ご異議ありませんか。</p>



(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより、同意第2号、副町長の選任につき同意を求めること  
についての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、小  
松熙君、並びに4番、武山裕一君を指名します。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願  
います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票  
は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっ  
ております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

2番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

3番、小松熙君、並びに4番、武山裕一君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。

有効投票中、賛成6票、反対1票。

以上のとおりであります。

よって、同意第2号、副町長の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

ただいま、選任されました長崎正仁君が議場におられますので、一言、あいさつを受けることにしたいと思います。

長崎正仁君。

(長崎 正仁議会事務局長)

私の、副町長の選任同意案件につきまして、東洋町議会の同意をいただき、ありがとうございます。

今後、更に重責を担うことになりましたことに、身の引き締まる思いであります。

歴代の副町長と比べまして、行政経験が24年間という、浅学非才の身ではありますが、町長の補佐役として、誠心誠意努めて参

議会事務局長

<p>議長</p>	<p>りますので、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>日程第13、発議第7号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の件を議題とします。</p> <p>提出者の説明を求めます。</p> <p>6番、今宮裕明君。</p>
<p>6番議員</p>	<p>(今宮 裕明議員)</p> <p>発議第7号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、本議案を別案のとおり、議会会議規則第14条の規定により、議会に提出をします。</p> <p>本日提出であります。</p> <p>提出者は私、今宮裕明。</p> <p>賛成者は、小野正路、福島登、武山裕一の各議員であります。</p> <p>本件は、令和元年第2回定例会において、東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。</p> <p>6月7日に委員会を開催し、慎重に審査した結果、採択すべきと決しましたので、意見書を提出するものであります。</p> <p>お手元の意見書案をご参照ください。</p> <p>それでは、主旨説明いたします。</p> <p>過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところであります。</p>

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨、地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面をしています。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史、文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料、水、エネルギーの供給、国土、自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止に多大な貢献をしています。

過疎地域が果たしているこのような多面的、公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものであります。

現行の、過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的、公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実、強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立、推進することが重要であります。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心、安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心、安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要であります。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要請し、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣他、大臣に意見書を提出するものであります。

以上で主旨説明を終わります。

議長

ご審議よろしくお願ひいたします。

(西岡 尚宏議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに、採決に入りたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより、発議第7号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の件を挙手により採決します。

本案は、意見書案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は意見書案のとおり採択することに決定しました。

日程第14、発議第8号、地域からの経済好循環の実現に向け、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

4番、武山裕一 君。

4番議員

(武山 裕一議員)

発議第8号、地域からの経済好循環の実現に向け、最低賃金の改善と、中小企業支援策の拡充を求める意見書について、本議案

を別案のとおり議会会議規則第14条の規定により、議会に提出する。

本日提出であります。

提出者は、私、武山裕一であります。

賛成者は、今宮裕明、小野正路、福島登の各議員であります。

本件は、令和元年第2回定例会において、東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。

6月7日に委員会を開催し、慎重に審議した結果、採択すべきと決しましたので、意見書を提出するものであります。

お手元の意見書案をご参照ください。

それでは趣旨説明いたします。

労働者の4割が非正規雇用化し、4人に1人が年収200万円以下のワーキングプアとなり、平均賃金は2000年に比べ15パーセントも目減りしている。

2018年の地域別最低賃金は、最高の東京で時給985円、高知県では762円、最も低い鹿児島では761円に過ぎず、フルタイムで働いても年収120万～150万円しか得られず、これでは人間らしいまともな暮らしはできない。

また地域間格差も大きく、高知県と東京では、同じ仕事をしていても時給で223円も格差があるため、若い労働者の都市部への流出を招いてしまっている。

最低賃金1000円以上は、中小企業には支払いが困難との意見もあるが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で時間額1000円以上、月額約20万円以上は当然であり、そうした高い水準の最低賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力

を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせている。

それらを保障するために、政府が率先して大規模な中小企業支援策を実施して最低賃金の引き上げを支えている。

日本でも、公正取引ルールを確立し、中小企業への具体的な支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要があることから、次の項目の早期実現を求めるものである。

1、政府は、ワーキングプアをなくすため、政治決断で最低賃金をすぐに1000円以上に引き上げること。

2、政府は、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。

3、政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。

4、政府は、中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章をふまえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を抜本改正すること。

5、政府は、雇用の創出と安定に資する施策を実施すること。

以上、5つの項目の早期実現を強く要請し、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長に意見書を提出するものであります。

以上で主旨説明を終わります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

(西岡 尚宏議長)

<p>8 番議員</p>	<p>提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。</p> <p>本件については、質疑、討論を省略し、直ちに、採決に入りたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>これより、発議第 8 号、地域からの経済好循環の実現に向け、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の件を挙手により採決します。</p> <p>本案は、意見書案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は意見書案のとおり採択することに決定いたしました。</p> <p>日程第 15、発議第 9 号、若者も高齢者も安心できる年金制度の改革を求める意見書の件を議題とします。</p> <p>提出者の説明を求めます。</p> <p>8 番、福島登君。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>発議第 9 号、若者も高齢者も安心できる年金制度の改革を求める意見書について、本議案を別案のとおり、議会会議規則第 14 条の規定により、議会に提出する。</p> <p>本日提出であります。</p> <p>提出者は私、福島登。</p> <p>賛成者は、今宮裕明、小野正路、武山裕一の各議員であります。</p>
--------------	--



本件は、令和元年第2回定例会において、東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものがあります。

6月7日に委員会を開催し、慎重に審議した結果、採択すべきと決しましたので、意見書を提出するものであります。

お手元の意見書案をご参照ください。

それでは主旨説明いたします。

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、約6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しており、老後の生活保障の柱となっています。

現在、年金支給は隔月支給となっていますが、毎月支給されることによって、月毎の計画的な生活設計が、しやすくなります。

年金は、高齢期の所得保障となっていることから、年金支給開始年齢の引き上げは、無年金や無収入となる期間が生じることとなり、将来世代に影響が強く出ることが懸念されます。

このことは、若者の年金不信を増長し、ひいては、年金制度への信頼が低下することにもつながります。

特に、若者からの信頼を得るためには、年金給付における世代間格差をこれ以上拡大させず、合わせて将来的に持続可能な年金制度に改善することが求められています。

さらに、年金はそのほとんどが消費に回るため、消費や税収入等、地域経済と地方財政に与える影響は大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題となっています。

つまり、年金の増減は、地域経済や地方財政にも大きな影響を与えます。

よって、国におかれては、若者や高齢者も安心できる年金制度

議長

の改革を図るため、次の項目を強く要請するものであります。

- 1、年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。
- 2、年金支給開始年齢をこれ以上は引き上げないこと。

以上、2つの項目を強く要請し、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣他、議長、大臣に意見書を提出するものであります。

以上で主旨説明を終わります。

ご審議よろしくお願いいたします。

(西岡 尚宏議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに、採決に入りたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第9号、若者も高齢者も安心できる年金制度の改革を求める意見書の件を挙手により採決します。

本案は、意見書案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は意見書案のとおり採択することに決定いたしました。

日程第16、議員派遣についての件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、議会会議規則第128条の規定によ

り、お手元に配布したとおり、令和元年7月18日に、春野町ピアステージにおいて、市町村議会議員研修、また、7月24日には、東洋町町民会館における、安芸郡町村議会議員等研修会に、それぞれ議員派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第17、閉会中の継続審査、調査の申出についての件を議題とします。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査、調査の申し出がありました。

ここで、お諮りします。

それぞれの委員長からの申出により、閉会中の継続審査、調査に付することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第18、一般質問を行います。

質問時間は、1人40分以内、答弁時間も40分以内とし、一問一答方式で行います。

なお、質問の際は、一般質問通告書の内容以外は認めず、また、質問は1問につき、3回まで認めますが、再問は、執行部からの答弁に対する質問といたします。

次に、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は、議

<p>2 番議員</p>	<p>員の質問に対し、反問できますので、反問する場合は、反問し ますと発言の上、挙手願います。</p> <p>質問の通告が3名ありました。</p> <p>発言を許しますが、法令や規則、条例に抵触することがないよう、 発言には、十分に、気をつけてください。</p> <p>まず、高島俊彦君の質問を許します。</p> <p>件名は、工場跡地の危険建築について、ほか2件であります。</p> <p>答弁者は、町長ほかとなっております。</p> <p>2番、高島俊彦君、質問を始めて下さい。</p> <p>(高島 俊彦議員)</p> <p>すいません。</p> <p>質問の前に、1番目の題名を少し訂正させていただきます。</p> <p>工場跡地の危険建築についてと通告してありますが、工場跡の 危険建築物についてと変更させていただきます。</p> <p>よろしくお願ひします。</p> <p>それでは私の一般質問を始めさせていただきます。よろしくお 願ひします。</p> <p>工場跡の危険建築物について、質問いたします。</p> <p>指摘している工場跡の危険建築は、白浜地区よりも、要望が上 がってきているとは思いますが、三階建ての工場であり、平成2 3年6月に倒産し、現在まで放置状態であります。</p> <p>屋根が抜け、窓が抜け、何箇所も抜けておりますが、窓が。外 壁も傷んでいるところが多分にあり、大きな台風でも来れば、窓 も壁も飛ばされ、重大な被害が予測される状態であります。</p> <p>この前も大きなサッシ窓が4枚も道路に落ちてきて、産建建設</p>
--------------	--

	<p>課が片付けにきたという現状であり、その時は、道路に通行人がいなかったため、幸いにも重大な事故につながらなかったのですが、近くに釣り工場があるため、サッシ窓が落ちてきた道路、道幅約3メートルであります、1日の通行人は、延べではあります、平日60人から70人通行があります。通行人がいます。</p> <p>また、近くに小さな子どものいる家庭もあり、いつ重大な事故が起こってもおかしくない状態であります。</p> <p>町民の安全を第一に考えなければならない、町行政側にとって、このような現状を知っておりながら放置しておいて良いものでしょうか。</p> <p>町長のお考えをお聞きいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>高島議員にお答えいたします。</p> <p>この件に関しましてはですね、土地の所有者、建物の債権者等に通知をしているところでございますが、建物の撤去等、前向きな返事がもらえていない状況にあるわけでございます。</p> <p>民間の建物を、町がですね、先ほどの質問にもありましたように、町予算、公費をかけて撤去するというようなことには、色々な問題が生じてくるということが考えられますので、慎重に検討していく必要があるわけでございます。</p> <p>町としてもですね、すぐにやれることとやれないことがあるわ</p>

	<p>けでございまして、所有者の実態、実情、色々あるわけでございますので、現時点では、法的にも町が公費でなんとかするというような約束はできないというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2番、高島俊彦君。</p>
2番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>町の公費で、なかなか今すぐにはできないというような答弁をもらいました。</p> <p>しかしですよ、この三階建ての危険な工場の50センチ隣、人家があります。</p> <p>住民にすれば、いつ外壁が、窓が、大きなサッシが落ちてくるかわからない。</p> <p>毎日毎日、恐怖、この心情は計り知れないものがございます。</p> <p>隣接する家の奥さんなんかは、もう疲労が重なり、勤めていた会社も辞め、仕事ができなくなった状態になっております。</p> <p>町行政に直接できることはしなければならぬと思ひ、私も、その隣の住人も色々調べました。</p> <p>しかしながら、この工場は倒産しているため、土地の持ち主、会社の監査役であった人、社長は亡くなっております。</p> <p>担保物権を押さえている債権業者、管理責任を話したのでございますが、なかなか前に進みません。</p> <p>また、法テラス弁護士会、法律相談、行政相談にも出向いて、話をさせていただきました。でも進展ありません。</p>

	<p>行政側に、もう、お願いするしか、我々のできることは、もう、限られております。</p> <p>町民の安全をただそうやって、できないと言うのではなく、何か方法はないか、一度相談に行ったこともあります。</p> <p>一度ではありませんね、二度、三度、相談に行きました。</p> <p>その代わりに、私的財産、弁護士にも相談してくれって、そんなこともお願いしました。</p> <p>してあげてくれと、何か解決方法はないかということで、相談いたしました。</p> <p>しかしながら、その返答は、私的財産であるので、町の公金を使うことはできない。</p> <p>しかしながら、そうでないですよ。町民、</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>机を叩かないでください。</p> <p>(議席より、冷静に冷静にと発言あり)</p> <p>(高畠 俊彦議員)</p> <p>毎日、平日には、5、60人は通行人がおります。近くに、子どももおります。</p> <p>やっぱり、町民の1人2人と違うんですよ。</p> <p>町民の安全を考えるならば、最優先するならば、もう少し、</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>高畠議員。</p>
--	--

<p>2番議員</p>	<p>(高畠 俊彦議員)</p> <p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>机は、叩かないでください。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(高畠 俊彦議員)</p> <p>はい、すいません。</p> <p>もう少し町民のことを考え、検討していただきたい。</p> <p>そうするのが、町民の・・・もうちょっと調べてくれるのが人情と違いますか。</p> <p>今さっと、そういうことはできないと言うんじゃなしに。</p> <p>もう一度、ご返答をよろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>お答えいたします。</p> <p>高畠議員の気持ちはですね、理解できる場所ですけども、現時点におきましては町の立場として、現在の状況では、なかなか公金を投入するということにもならないわけでごさいます、常に全体のことを考えていかなければならない町の立場ということもごさいます。</p> <p>訴訟提起されるという事態も念頭において判断していかなけ</p>



	<p>ればならないというふうに思っております、現在のところ、なかなか困難な状況ということしか、お答えできないわけでございます。</p> <p>また、台風などですね、先ほどの件もございましたが、緊急的な対応が必要な場合につきましては、防止シートなどの応急措置を検討していくといくようなことで対処していきたいと思っておりますので、ご理解の程、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2番、高島俊彦君。</p> <p>(高島 俊彦議員)</p> <p>それでは、また、再問いたします。</p> <p>当然ね、町長さんが言われたように、私的財産にかかる難しい問題、また、それをやれば、色々、後々問題があるかも知れません。</p> <p>しかしながら、町民の安全、それだけの通行量があるんですよ。町民の安全を第一に考えなければならない町行政であれば、繰り返しますが、平日の通行人が延べ60人から70人、近所に小さい子どもがおる家庭があります。</p> <p>また、隣接している隣の家のその隣に、避難タワーがあるんですよ。</p> <p>この道は、その3メートルの道、あまり広くはありません。この道は避難通路にもなっております。</p> <p>一応、こちらに相談に来た時に、サッシ窓が落ちて、産建が片付けてくれたということを申し上げましたが、今回、また、この</p>
--	--

<p>議長</p>	<p>大雨で、外壁の壁が落ちております。その時も人が通らんかったき、怪我はなかったんですけんど。</p> <p>本当に、いつ重大な事故が起こっても、おかしくない状態なんですよ。</p> <p>撤去云々、色々問題があるかもわかりません。</p> <p>しかしながら、そういう今の状況、せめて屋根、二階三階の外壁、落ちてきそうになっちょうサッシもあるんですよ。</p> <p>せめて、それだけでも、どないどしてもらえればですね、町民の安全確保できるんですよ。</p> <p>別に、それに対して問題ありますか。</p> <p>町民の安全を守るため、本当に検討していただきたい。</p> <p>今の話でもう一度、町長の答弁をよろしくお願いします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>先ほどの答弁のとおりですね、緊急的といいますか、緊急避難的な措置につきましては、町としても対応していきたいというふうに思っておりますので、現時点での回答ということで、ご理解の程よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>(議席より、もう一度再再問やらしてもらう、と発言あり)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

<p>2番議員</p>	<p>もうできん、三回やりました。</p> <p>2番、高島俊彦君、2番の質問に移ってください。</p> <p>(議席より、やりましたかね、と発言あり)</p> <p>やらないんですか。</p> <p>(議席より、やります。すいません、と発言あり)</p> <p>(高島 俊彦議員)</p> <p>それでは、2つ目の質問に入ります。</p> <p>東洋町のホームページについて質問いたします。</p> <p>私の質問は、住宅情報、アルバイト情報を町のホームページに掲載してはどうかという質問であります。</p> <p>どうしても東洋町の人口減少には歯止めがかかりません。</p> <p>行政側も色々と策を講じているとは思いますが、議会運営委員会での執行部からの説明でも、人口減少のため、水道の利用客が減り、基本料金を上げなければならない、上げなければ維持できなくなるという説明がありました。</p> <p>人口減少を少しでも食い止めるには、もっともっと、東洋町の良さを風靡をアピールして、1人でも2人でも東洋町に移住してもらわなければ、東洋町自体が維持できなくなるような時が来そうな気がします。</p> <p>東洋町に居てもかまん、住もうと思う時に、一番困るのが住むところ、仕事であります。</p> <p>借家については、役場にも問い合わせがあると聞いております</p>
-------------	---

	<p>が、その住宅情報やアルバイト情報を町のホームページに掲載してはどうかという、掲載する考えはないかという質問であります。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>高畠議員の質問にお答えいたします。</p> <p>議員指摘のとおり、移住者にとっては、重要なのは、一番に住むところ、次に働く場所だと考えております。</p> <p>住宅につきましては、本町で空き屋バンクの登録制度がありますが、現在までに1件の申込みしかありません。</p> <p>すでに移住者が入居をされております。</p> <p>その関係で、現在、空き屋の登録はございません。</p> <p>この制度については、不動産業者を介して実施していくことが好ましいとしておりますので、町内に不動産業者がいないことから、活用していくことが困難な状況となっております。</p> <p>また、空き屋改修により、移住者向け住宅が完成しておりますが、入居者の公募については、ホームページ等に掲載をしております。</p> <p>今後、空き屋バンク登録制度を十分に活用できるように、検討し、空き屋情報をホームページ等に掲載したいと考えております。</p> <p>次に、アルバイト情報についてですが、本町が公募する臨時職</p>

	<p>員等の募集については、町内で確保できない場合に、担当課と協議をし、ホームページでの掲載を検討していきたいと考えております。</p> <p>その他、一般のアルバイト情報につきましては、随時、更新が必要なことから、ホームページ等の掲載は難しいと考えております。</p> <p>これにつきましては、ハローワークの求人情報等もありますので、そちらの方を利用させていただきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2番、高島俊彦君。</p>
2番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>再問いたします。</p> <p>自分が言わんとするところは、公募なんかであまり難しいに考える公募なんかで、募集して、それを上がってきたら、1つでも2つでもその情報として、まずは、そうやってえいと思うことは、一歩でも前へ進む、そういうようなことが、この東洋町に大事なことではないかと思っています。</p> <p>ご検討の程、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、3つ目の質問に入ります。</p> <p>東洋町の、この今回、付けてくれましたよね。</p> <p>東洋町のがんばる農業支援事業、漁業支援事業の補助金について質問いたします。</p> <p>この補助金は、上限が各50万、共同であれば100万までと</p>

議長	<p>聞いておりますが、単純に割れば5名ずつであります。</p> <p>数にしてはあまり大きくありません。</p> <p>申込者の審査の場合、商工持続発展支援事業を利用した方でも申し込むことができますか。</p> <p>答弁よろしく。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>高島議員にお答えいたします。</p> <p>これまでに、商工持続発展支援事業を利用された方でも、補助要件を満たせば申請はできます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2番、高島俊彦君。</p>
2番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>再問いたします。</p> <p>第一産業の方でも商工持続発展事業補助金を利用した方おいでますわよね。</p> <p>今回の農業漁業支援補助事業に関しては、各5名、人数はあまり多くありません。</p> <p>第一産業の方の初めての申込みをまずは最優先というような、要綱の中に入れた採択基準の中で、審査した方が良いと思うので</p>

議長	<p>すが、いかがなものでしょうか。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>高島議員にお答えいたします。</p> <p>申込みが多数の場合につきましては、一次産業の専門家やこれまでに補助金を受けていない方を優先的に考慮していきたいと考えております。</p> <p>採択基準について、記載をするかどうかというのは、またこれから検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2番、高島俊彦君。</p>
2番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>町の単独補助金ですので、やっぱり、平等というようなね、あまり不公平のないように、それぞれ行き渡るようなところまでやって欲しいと思います。</p> <p>これで、私の一般質問を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

<p>7 番議員</p>	<p>2 番、高島俊彦君の質問が終わりました。</p> <p>ここで、お昼の休憩に入ります。</p> <p>再開は、1 時 3 0 分でございます。</p> <p>(休憩時間：1 1 時 5 1 分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：1 3 時 3 0 分)</p> <p>続いて、田島毅三夫君の質問を許します。</p> <p>件名は、人口減少公約の具体策を年次順に聞く、ほか 1 0 件であります。</p> <p>答弁者は、町長、教育長、担当課長となっております。</p> <p>7 番、田島毅三夫君、質問を始めてください。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それでは、一般質問を始めます。</p> <p>まず、1 番目としまして、人口減少公約の具体策を年次順に聞くということを、この中に 2 問ありますが、よろしく願いいたします。</p> <p>1 つ目、現在、2 4 0 0 人の町人口を、2 0 2 5 年までに 2 0 0 0 人確保すると、こういう公約をされましたね。公約というよりも、こちらでも言われましたが。</p> <p>平成 2 8 年度は 9 8 人、2 9 年は 8 5 人、3 0 年度は 1 0 3 人減少しています。</p> <p>平成 3 1 年度末で、6 5 歳以上の高齢者が 5 1 パーセントの中で、どのように 2 0 0 0 人を確保させるのか、年次順に具体的に具体策をお聞きしたいと思います。</p>
--------------	---



<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>田島議員にお答えをいたします。</p> <p>人口動態につきましては、年次的にと言われましても、なかなか困難でございまして、なかなかお答えしかねる点もあるわけでございます。</p> <p>確かに、人口ビジョンの中で、2025年までは、なんとか2000人を維持したいとの目標数値に努力をしていかなければならないと考えております。</p> <p>県の目標数値もですね、県下人口55万人を維持したいとの方針でございまして、これも、どうなるかはわかりませんが、現在、本町では、自然減出生数と死亡者数の差し引きがですね、死亡者数の方が上回っておりますなかなか、人口は減少しているという状況にあるわけでございます。</p> <p>観光面や交流人口の取組みも必要でありますし、また、空き屋活用にも取り組んでいるところでございます。</p> <p>様々な取組みにもですね、本町の場合におきましては、常に財政事情を考慮していかなければなりません。</p> <p>福祉や防災対策にも、現在、多くの予算を必要としている状況でございます。</p> <p>その中で、単独事業で、子育て世代への支援策も何年間か講じているところでございます。</p> <p>出生数だけを見てもと、平成12年度から一桁台が17年</p>

	<p>間続いてきたわけでございます。</p> <p>しかしながら、平成29年度は17名と久々に二桁台を回復をいたしました。</p> <p>しかしながら、30年度は7名ということでございまして、このように増減も繰り返しながら、人口維持を図っていかなければならないというふうに考えております。</p> <p>17名の出生数ということは、若い人口も増えてきているというふうに思っておりますけれども、それ以上に、死亡者数が多いという実態があるわけでございます。</p> <p>また、2025年には、団塊の世代が75歳を迎える2025年問題と言われておりまして、この問題にも解決をしていかなければならないということで、福祉を含めてですね、国も色々な見直しを現在しているところでございます。</p> <p>町といたしましては、今のところ2千人は何とか維持したいという目標を持っておりますので、ご協力のほど、よろしく願いしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>町長からそういう答弁がありました。</p> <p>それは、誰でも言えることなんですよね。</p> <p>しかしその、私はほら、そういうことを言う以上は、なんぞ具体的にこうしていく、ああしていくというね、堅いものがあったの公約であろうと、こう考えておりましたので、聞いただけで</p>

ざいます。

人口減少の内訳としまして、私、担当課の職員さんに教えてもらいましたが、移住者は28年には82人、29年には71人、30年には60人いたと、こう聞いております。

しかし、転出は28年が115人、29年が97人、30年は105人転出していると。

そして、そのうえにまだ、亡くなった方も入れるとですね、3年間で286人減少しているんですよ。

こういうことを考えていきますとね、これは何かひとつの対策として、人口減少のためには、やはり、色々と対策あると思いますが、まず、出生者を増やしていく、先ほど町長が29年増えたと言われましたがね。

そのためにはまず、どう言いますか。

適齢期の方やら女性男性のまだ結婚していない方にですね、どうでしょうかね、町はひとつ音頭をとって、婚活というかね、そういう斡旋というか、そういうことは考えていませんか。

ひとつの案としまして私は、昔、仲人というのがありましてね、町々に。こういう仲人の人をもうちょっと、やっぱり頑張ってもらって、ほんで、地元の人とよその人と結婚されていくら、地元同士でいくらというような形でかまいませんが、報償金というような形を出して、どうでしょうか、婚活のための仲人制度の導入を町長にお願いしたいかがでしょう。

お聞きしたいと思います。

議長

(西岡 尚宏議長)

町長	<p>田島さん、ちょっと行き過ぎてますよ。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>田島議員にお答えいたします。</p> <p>先ほどのご提言はですね、何度かいただいております、過去にも。ありがとうございます。</p> <p>何年も前からいただいておりますが、婚活につきましてもですね、県の方も色んな取組みをしております、町内でも1回、白浜で民間の方が段取りしてやったというような、イベントといえますか、そういったこともあるわけでございますけれども、なかなかですね、この問題については、人権の問題とか色んなこともありますし、個人情報、色んなこともありますので、なかなか前に進んでないかなというふうに思っておりますが、県も公費を使ってですね、そういう段取りをしているというところがございます、この町内の方がそういったところに登録しているかどうかというところまでは調べておりませんけれども、色々県も工夫しているということでございまして、お尋ねの報償金制度というか、仲人制度というか、ちょっと時代にそぐわないのではないかなというふうに思っております。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>なかなかね、登録という話が出ましたが、やはり、どなたが未</p>

	<p>婚の方であるかということすら、まだ分からない状態の中で、また、その中で、その方達が本当にそれを希望しているか、結婚を希望しているかどうかの把握もまだできていない状態です。</p> <p>そういう中で、やっぱり、その、民間の人のこういう知恵というか、そういうなにをいただいてですね、ほんで、やっぱり、婚活の、ほの、今言うその、仲人という形のね、こういうことを私は、一番、ほの、良いのではないかと考えています。またこれは、一緒にまた検討させてください。</p> <p>2つ目の質問に入ります。</p> <p>人口減少をストップさせるには、仕事場の確保が必要と公約の中にありましたね。</p> <p>本年度には、どのような手を打つのか。</p> <p>また、任期4年で、どのような職場確保の具体策を実施するのか、お聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>職場確保ということでございますけれども、なかなか、この人口減少の中で、これもなかなか難しい課題でございますけれども、現在も海の駅もですね、雇用の拡大につながっているわけでございます。</p> <p>現在はですね、集落を維持して、再生していくために、集落活動センターの建設に向け、取り組んでいるところでございます。</p> <p>この様々な地域住民の活動がですね、経済活動につながって、</p>

	<p>推進の核となって、また、雇用の創出にもつなげていければというふうを考えているところでございます。</p> <p>この件につきましては、後ほどの質問にもあるようでございますけれども、なかなかですね、一度には何もかもができないというのが本町の厳しい財政事情があるわけございまして、段階的にひとつひとつ取組んで参りたいというように思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>今、町長から集落活動センターという話が出ましたね。</p> <p>もう5年になりますかね、もっとなるかな。</p> <p>前町長時代に、私はこのことを訴えたことあります、県の方に。</p> <p>しかし、そのひとつひとつのその今言う、条件の中で東洋町は、担い手がいないところには、それはできないという返事をいただきました。ほな、東洋町も、それは駄目ですかといえば、そうです、東洋町は資格がありませんと、資格というか、その中に合っていないと、駄目ですと、こう聞いておりますが、今聞いてびっくりしました。</p> <p>それは、良いことです、ぜひやっていただきたい。</p> <p>それから、財政事情というのは、これは、もう言わなくてもずっとわかっています。その中で、どうするかということ踏まえて、公約したと思うんですよ。</p> <p>だから、この財政事情というのは、やはり、答弁の中には入れ</p>

	<p>ないでいただきたい。</p> <p>再々Qとしてお聞きしますが、人口の増加のためには雇用の場を確保し、転出を止め、移住を増やすことが重大な課題である。これは、町長も認めて言われておりますね。</p> <p>そこで、何点か提案しますが、ぜひ検討していただきたい。養殖漁業、漁業の場合ですね。農業、漁業、商業との協同契約、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>そういうのは、一切書いておりませんので。</p> <p>それは、</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ちょっと休憩して。</p> <p>時間止めて。</p>
議長	<p>(西岡尚宏議長)</p> <p>質問の範囲を超えております。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>時間止めて。</p>

議長	<p>ほやないと時間がもったいない。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>時間を止めるわけにはいきません。</p> <p>質問の範囲を超えておりますので、次に移ってください。</p> <p>(同時に田島議員より、答弁に対する再問と発言あり)</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>答弁に対する再問であれば、これぐらいは許せるんじゃないでしょうか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやいや。</p> <p>(議席より、はいと発言あり)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>2 つ目の質問に入ります。</p> <p>準町民性の立ち上げによる町勢浮揚ということでお聞きしたいと思います。</p> <p>このまま人口減少が続けばですね、【地方自治法第 1 2 9 条の規定により議長権限で削除】と、こう思って、心配しております。</p> <p>町出身者の二世、三世や関係者との縁や絆を絶やさないためにも、サーフィンを縁にした人達も含めてですね、準町民となって</p>



<p>議長</p>	<p>いただき、年間いくらかの登録費で町会報やイベント情報、または、町物産などを定期的を送ってですね、来町を促し、また、定年退職後の移住などを推進するよう協議しようという提案でございます。</p> <p>以前にもしましたが、断られておりますが、もう一度お願いしたいと思います。</p> <p>(議席より、議長ちょっとかまんですか、と発言あり)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>どうぞ。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>かまんですか。今の田島さんの質問の中にね、大川村の二の舞を踏み、町は潰れる。これは、あんまり大川村に失礼だと僕は思いますよ。あんまりにも。大川村は潰れてないでしょう。それやし、これは、もう品位に欠けたと、僕は、質問内容だと議長に訴えておきます。</p> <p>(議席より、議長、議長、議長、反論できますかと発言あり)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>(議席より、はい、と発言あり)</p>

今の質問内容ですが、大川村の二の舞を踏み、町は潰れるとの発言がありました、

(議席より、はい、と発言あり)

大川村は潰れたんですか。大川村に対し無礼な発言であり、不穏当発言と認めますので、この発言の取消しを求めますがいかがいたしますか。

(議席より、議長反論さしてください、と発言あり)

反論、取消しますか。

(議席より、弁明、弁明さしてください、と発言あり)

いやいや、取消しますか、

(議席より、はあー、ほれは、と発言あり)

弁明じゃないです。

ここで、現に、二の舞を踏み、町は潰れると書いてありますので。そのことについて、

(議席より、今、大川村がどういう状況になっているかわかっていますか、と発言あり)

大川村の状況ではありません。ここへ、

(議席より、だから、と発言あり)

大川村の二の舞を踏み、潰れると書いてありますので、これが事実です。

(議席より、そのようになって、そのようになって、と発言あり)

もう必要以外は聞きませんので、どうしますか、取消しますか。取消さないですか。

(議席より、取消す取消さんの前に説明さしてください、と発言あり)

取り消すか、取消さんか言うてください。

現実、ここに書いてあるんですから。

(議席より、だからその説明をさしてくれと、と発言あり)

だからじゃないです。はっきりしてください。

(議席より、3番目の質問に入ります、と発言あり)

それは、駄目です。

これを取消すか、取り消さないか言うてもらわんとこっちも困

ります。

(議席より、発言禁止にしますか、取消さなったら、と発言あり)

いや、取り下げなったら、議長権限で取り下げますので。

(議席より、ああそれやったら議長権限でやってください、と発言あり)

田島議員が取消さないということですので、議長権限で取消します。

ちなみに、二の舞を踏むではなく、正確には二の足を踏むではありませんか。

松延町長。

その大川村のところだけ除けて。

(議席より、え、かまんよ、取消してもうちのやったら、と発言あり)

全部除けてもかまんのですか。

この、大川村の言葉だけ除けたら他は別に、

(議席より、ほなどうぞ、町長お願いします、と発言あり)

松延町長。

町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>この件もですね、以前に、ご提言をいただいております。何年か前か忘れましたが。</p> <p>同じような仕組みを他の団体からもご提案をいただいたこともあります。その成功例みたいなところはですね、やはり、都会に近いところ、ここではなかなか、馬路村ですかね。同じような形のものを行っているということでございますけれども、なかなか人口増には転じていないという、やはり地理的条件というのが、やっぱり不利な位置にありますので、以前と同じように、今のところ、その考えはありませんというふうにお答えさせていただきます。</p> <p>以上です。</p> <p>(議席より、はいと声あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>何年か前と同じ答弁でございますがね、ただ、その中でね、やはり、私はその、こういう問題を頭からそういうように町長判断で、こう却下といいますか、していくのではなくて、やっぱり、もっと住民さんの声を幅広く町民さんから聞いていくと。</p> <p>その中で色々ええ方向に向かっていくという、その行政姿勢といいますか、そういうものが欲しいわけでございます。</p> <p>またよく考えていただきたいと思います。</p>

議長	<p>では、3つ目の質問に入ります。</p> <p>町職員の町外居住問題についてということで一点お聞きします。</p> <p>聞くところによりますと、うちのところに直接訴えがありましたので聞きますが、町男性職員が結婚して町外に移住して通勤していると聞いておりますね。</p> <p>事実でしょうか、それをまず一点聞きます。事実でなければこれは大変な問題です、嘘を聞いてますから。</p> <p>人口増加のために移住促進を行っている中で、なぜ町内に住まないのかと住民さんから苦情がありました。</p> <p>女性職員の結婚、移転は止められないと思いますが、【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】。</p> <p>どのように対処しているのかお聞きしたいと思います。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>ただいまの質問で、女性職員の結婚、移転は止められないが、男性職員は町内居住が原則ではないかとの発言がありました。憲法第22条で保障する居住の自由に反し、また、職員の居住に関して男女差別的に取扱う発言は議会の品位を汚すものであります。</p> <p>不穏当発言と認め、発言の取消しを求めますが、いかがいたしますか。</p> <p>(議席より、議長権限でとめてください、と発言あり)</p>
----	--

	<p>ほな、取消さないということですね。</p> <p>(議席より、議長権限で取消してください、と発言あり)</p> <p>発言を取消さないということですので、議長権限で取消します。</p> <p>なお、このような、議会の品位を欠く質問は認めませんので、執行部は答弁をする必要はありません。</p> <p>次の質問に移ってください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>4 番目の質問に入ります。</p> <p>1 6 0 0 万円で委託した近代編の町史の進捗状況をお聞きしたいと思います。</p> <p>ということで、平成 2 8 年 1 2 月に刊行費 1 6 0 0 万円で外部業者に委託した町史編纂は、どこまで進んでいるのか。</p> <p>いくらくらいで販売するのか。何冊、また、いつ発刊するのか予定が決まっておれば、お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>北川教育次長。</p>
教育次長	<p>(北川 晃彦教育次長)</p> <p>田島議員の質問にお答えします。</p> <p>平成 2 8 年度から 3 力年を予定して、町史作成を委託しておりますが、当初発注が遅れたため、本年度へ繰り越しして作業を進</p>

	<p>めているところです。</p> <p>現在、一遍、二遍の合計12章のうち10章の第1回目の原稿が書き上がり、その内容の確認と追加資料の収集を行っております。</p> <p>本年中に1千部作成予定ですが、販売は考えておりません。以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>2つ目の質問をいたします。</p> <p>町外業者の編集内容は、誰が、町外の業者が編集して刊行してきたその町史の内容については、誰がどうやって校閲するのか、町職員か、お聞きしたい。</p> <p>また、町合併や核反対運動、今回の除名、私の分に言うて悪いんですが、こういうような問題についてですね、利害者双方の主張は大きく違っている。</p> <p>町編集、発刊の東洋町史は、絶対に不公平があってはならないと考えています。</p> <p>賛否や利害などが、相反する事件などの真実は、どうやって確定するのでしょうか。</p> <p>真剣に、公平に、校閲、精査しなければいけないが、当事者の意見も聞き取るのかお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>



<p>教育次長</p>	<p>北川教育次長。</p> <p>(北川 晃彦教育次長)</p> <p>内容については、これまで発行してきた記念誌や総合計画、各種統計資料などを参考にして、合併以降を中心に、町の情勢をまとめたものとなります。</p> <p>編集内容については、町職員による町史編纂委員会で確認を行っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>今、町史編纂委員会という名称を聞きましたが、誰が、何人が、どのような形で進めているかお聞きしたいと思います。再問です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>北川教育次長。</p>
<p>教育次長</p>	<p>(北川 晃彦教育次長)</p> <p>再問にお答えします。</p> <p>平成28年に町史編纂委員会の要綱を策定しております。</p> <p>現在、メンバーは、教育長を委員長に8名となっております。</p> <p>以上です。</p>

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それは、職員ばかりですか。</p> <p>民間の方も入っているんですか。</p> <p>名前の公表をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>北川教育次長。</p>
<p>教育次長</p>	<p>(北川 晃彦教育次長)</p> <p>お答えします。</p> <p>先ほどの答弁でも申しましたが、町職員で構成されております。</p> <p>メンバーは、今、手元に資料がございませんので、後ほど確認したいと思います。</p> <p>以上です</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>もう三問やったかな。</p> <p>もう一問残ってますか。</p>

議長	<p>もう使ってますか。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はい。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>5 番目の質問に入ります。</p> <p>野根漁協貸付金の回収責任を問うということで、2 問お聞きしたいと思います。</p> <p>貸し付けて、早、7 年経ちますね。</p> <p>本年 5 月に、5 万円が返還されたと聞いております。</p> <p>これでいっては、月 5 万円では、完済まで約 20 年かかることになりますね。</p> <p>今後の回収について、具体的な取決めはできていますか。</p> <p>住民さんに説明を求めたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p> <p>住民さんに説明を求めるというのはおかしいんじゃないですか。</p> <p>(議席より、あ一行って答弁しようか、と発言あり)</p> <p>いやいや、住民さんに説明を求めるというのは、住民さんに聞くということでしょう。</p> <p>(議席より、我々議会で聞きますわね。けれども、住民さんは分</p>

町長	<p>からんきに、と発言あり)</p> <p>住民さんに伝えるということでしょう、要は。</p> <p>(議席より、あーはいはいはいはいはい、と発言あり)</p> <p>そこは、直しておきます。</p> <p>(議席より、はい、よろしく申し上げます、と発言あり)</p> <p>誰がやるん。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>田島議員にお答えいたします。</p> <p>月5万というようなですね、毎月5万であるとかですね、そういうような単純な取決めはしておりません。</p> <p>3月議会でしたかね、同じような質問にもお答えいたしましたけれども、債務の存在を確認し合ったという段階でございます、現在の漁業経営についても配慮をしながら、できるだけ債務を減少させていくということでございます。</p> <p>以前も答弁をしておりますように、新たにですね、国の事業を導入して、その取組みが進行中でございますので、その事業展開も見定めながら償還協議も継続して実施して参りたいというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
----	---

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>結局、私は、今、住民さんにと言ったのはですね、もちろん我々は住民代表として送り込まれているんですけども、一番知りたいのは、住民さんなんですよ。自分たちの血税がどのように使われているかというね。そういう貸し付けた分がどのように返還されているか。今後、どのようになってしまうかという。</p> <p>そういう意味でお聞きしたわけです。</p> <p>2つ目の質問に入ります。</p> <p>万一、今後4年間の町長任期中に、全額回収できなかった場合、万が一ですよ、住宅新築資金の責任約束と同様、現町長は全責任をもって処理すべきと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>お聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>任期中はですね、努力していくことは当然のことでございます、行政が継続されていくわけでございます。</p> <p>良いことも悪いことも、時の責任者が継続して対処をしていかなければならないということを就任当時にも答弁したと思っております。</p>

この件につきましても、住宅新築資金の滞納額をどうするのか  
というような質問であったと思います。

これは、今現在、訴訟も念頭にですね、取組んでいるところで  
ございまして、この件につきましても、30年間経っているわけ  
でございまして、その間に歴代の町長も何人か変わってきており  
ます。

しかしながら、今現在、その立場にあるものが全責任を持って、  
対応していく、あるいは、行政課題がですね、この件だけではなく  
ても、時間を要する案件というのはたくさんあるわけござい  
まして、それを常に引き継いでいかなければならないというふう  
に考えております。

また、様々な課題の中でですね、どの問題を優先して取組むか  
ということでもございまして、この住新についても、やっと本格  
的な取組みができたしたと。

8年経っているわけでございますけれども、現在はできるだけ  
早く解決したいということで、整理、縮小、債務の状況なんかも  
把握しながら、県の補助金があるうちに何とか縮小していきたい  
というふうに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

議長

(西岡 尚宏議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

町長から、そう答弁いただきました。

確かに、住宅新築資金の貸し付けの問題にしても、そうござ

いますけれども、しかし、結局、今、決算的な処理が多くなって  
いますね。

確かに、その連帯責任者がいなくなったり、その後継者がい  
なくなったり、そういうことを理由にして、次々と決算処理してい  
ると。こういう状態でございます。

これは、私はね、はっきり言って、そこへ行くまでの問題とし  
てね、やはり行政執行者の責任が問われるんじゃないかと、こう  
思っていたわけですよ。

そのために、こういうことで処理することまで、あの時の質問  
では認めたわけじゃなかったんです。

その点は今言ってもいけませんし、これで止めておきますけれ  
ども。

万一の時は、私が責任をとるとあの時言いましたね、それは町  
長、認めるというか、覚えていてくれてありがとうございます。

住民血税の損失については、私はね、大変、我々議決した議会  
も含めてですね、執行部は特にそうですけれども、議会も同様だ  
が、特に行政責任が重大と考えています。

このことに関して、私はただ単に、歴代町長から引き継がれて  
きた損失、負債であると、こう言われますけれども。

これは、現在の町長が責任をもって、自分の時の範囲内のこと  
だけでも、やはり、自分の時、起こった事案に対しては、自分の  
任期の間に処理をすると、こういう姿勢でなければ、次々また同  
じように、第二、第三の松延町長が出るわけですよ。

そういう意味で、この、今言う、漁協の貸付金のことをお聞き  
したんです。

もう一遍、答弁があったら、お願いしたいと思います。

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>できるだけ、努力をしていきたいというふうに思っておりますので、議会議員ご協力もお願いしたいと思っております。</p> <p>この件に関しましては、野根漁協とも団体交渉のような形を議会議員も含めて、2回ほどやっておりますけれども、全議員の出席にはなっておりませんでした。</p> <p>そういったことも含めて、執行部としては、協議を継続しておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>6番目の質問に移ります。</p> <p>NPOの事業報告及び会計資料の開示を求めるという件でお聞きしたいと思います。</p> <p>第一期として、平成28年度から30年度まで、NPO、つまりWRPですね。に、国と町が半分ずつ出して5500万円が助成されましたね。委託されましたね。事業委託。</p> <p>本年5月29日、2時間におよび会長さんとお話をしました。</p> <p>その説明の中で、議員や住民に領収書や名簿、住所など、開示請求する権利はないと、厳しく拒否されました。</p>



これ以上請求すれば、賠償請求も辞さないと言われたんですよね。

しかし、よく考えてくださいね。

二期で1億円を超す大事業なんですよ。

それは、国民と町住民さんの血税で委託しているんですよね。

野根川再生計画事業がその明細や会計収支の確認をするための領収書の開示請求権が町住民であり、住民代表である議員にないとはおかしいと思いませんか。

町より請求して、そのために担当課長に来てもらってましたんで、東洋町より、NPOに請求して、そのうえで議員に開示してくれという開示請求をしたところが、氏名が全部真っ黒でしたんですよね。

そういうこともふまえて、やはり、これは、こういう公開されなければならない情報については、私は黒塗りは駄目だと思うんですよ。

それを向こうに、黒塗りでない資料を提出するように、町の方からお願いしていただきたい。

答弁求めます。

(西岡 尚宏議長)

7番、田島毅三夫君。

(議席より、はいと発言あり)

ただいまの質問は、議会会議規則第61条に規定する、町の一般事務についての質問ではなく、NPO法人に関する質問であり

議長

<p>7 番議員</p> <p>議長</p> <p>7 番議員</p>	<p>ますので、質問とは認めませんので、執行部は答弁する必要はありません。</p> <p>次に移ってください。</p> <p>(議席より、はいと声あり)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>こういうことが質問できなければ、これは、議会の</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>勝手な発言はやめてください。</p> <p>注意しておきます。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>7 番に移ります。</p> <p>臨時職員の給与体系の改正ということで、1、2 点お聞きしたいと思います。</p> <p>本年度、国からの指針が出ると聞いておりますが、本町では、テストを受けて、試験を受けてですね、採用される正職員以外に、臨時職員さんが約 50 人採用されていると、こう聞いております。人数は、はっきりは、わかりませんので、約がついていましたので、また、間違っていたら訂正してください。</p> <p>正職員と比較して、あまりにも待遇が悪いと、こう聞いております。</p>
-------------------------------------	--

例えば、今言う、ボーナスとかね。それから退職金もない、手当もないと。そういう、ほれから、そういう色々な諸々のものがございます。

例えばですね、公民館長や海の駅などの販売員さんなど、長期間継続勤務している、採用テストや職員服務規程のない臨時職員さんを準職員として、正職員に準じた服務規程のもと、給料や手当など、休日などの待遇の改善を求めたいがどうかという質問でございます。

議長

(西岡 尚宏議長)

7番、田島毅三夫君。

もとい、1番ですね。

(議席より、そうですと発言あり)

答弁を誰か。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員にお答えをいたします。

待遇が悪いということでございますけれども、当然、正職員とは格差があるのは事実でございます。

同じようにするわけにはいかないわけございまして、格差があっても当然であるというように考えております。

待遇の面につきましては、他町村と比較をいたしましても、地域の実情を反映しているというふうに考えてございまして、遜色の

ない待遇と賃金体系になっているとっております。

近辺の民間におけます時間給におきましても、恵まれているのではないかと考えております。

8年前はですね、臨時職員の月額が13万円だったとっておりますが、現在は、高卒初任給の位置づけを基本にやっております、人勤があれば、当然、臨時職員も上がっていくと。

現在でいえば、14万8600円ですかね、になっていると思います。

それに伴って、時給も計算しましたら928円というようなことになっておるわけございまして、極端に待遇が悪いということには当たらないというふうに思っております。

先ほどの国からの法の改正によりまして、来年度からはですね、臨時的任用職員という言葉はもう廃止されます。

どういう言葉に変わるかといえば、会計年度任用職員という言葉に統一されるわけです。会計年度任用職員。

こういう言葉に置き換えられるわけですが、現在、来年度施行に向けまして、条例、規則等の改正の準備をしているところでございます。

また、その取扱いについてもですね、職員の勉強会でありますとか、弁護士の方にも来ていただいて勉強会などをやっているところでございます。

また、現在、他市町村の動向や、また、考え方ですね、その方針についても情報交換といいますか、情報収集をしている段階でございまして、具体的な取扱いにつきましては、今後、他町村の状況もふまえた改正案としたいというふうに考えております。

以上でございます。

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>町長が今言う、答弁いただきました。</p> <p>確かに、色々問題あると思います。</p> <p>例えば、国の方針、あるいはまた、他町との同調といいますか、そういうことも考えていかなければならないと思います。</p> <p>ただ、どうでしょうか。</p> <p>それは、国の骨幹といいますか、国の指示だけに沿うというのではなくて、ひとつ考えていただきたいのは、東京の高裁の判決が出ておりますね。</p> <p>民間企業のことではありますけれども、これは該当すると思いますので、ちょっとだけ時間いただきたい。</p> <p>長時間勤務した契約社員に退職金の支給を認めないのは不合理として、また、長期間勤務への功労報償の性格を持つ部分すら支給しないのは不合理として、非正規社員へ退職金の支払いを命じたということが出ています。</p> <p>2月21日の新聞には、金額は少なくとも正社員と同じ算定基準で算定した額の4分の1を出してあげなさいと。</p> <p>また、住宅手当も生活費補助の側面があり、職務内容によって必要性に差はないとして支払いを認めたといいます。</p> <p>色々あります。</p> <p>ただその、賃金や賞与などの正社員との労働条件こそ、色々な条件がありますので、このまま当てはめとは言いませんけれど</p>

も、こういうことをまた考慮していただきたい、して、決めてあげていただきたいと思います。

また、近いこの間、2月18日の新聞では、平成13年4月に施行された改正労働契約法によって同一の使用者ととの間で契約を繰り返し更新され、通算5年を超えた場合、無期の労働契約に転換できることになったと出ておりました。

これは、このことに関して該当するような町臨時職員さんはおられるでしょうか、おられないでしょうか。

もし、おられたら、この契約をどのように当てはめていくかお聞きしたいと思います。

議長

(西岡 尚宏議長)

今の何は質問の範囲を超えております。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

先ほどのことはですね、民間

(議席より、そうですと発言あり)

企業の話でございまして、我々は、地方公務員法に則って、それに基づいて、条例、規則を制定しているわけございまして、今回、地方公務員法が改正されると。

その中で、会計年度任用職員ということの聞き慣れない言葉が出てきてですね、この辺の取扱いをどうするかというような段階でございまして、これは、来年の4月までには詰めないかんとい

<p>議長</p> <p>7 番議員</p> <p>議長</p>	<p>う段階にきております。</p> <p>その中では、手当の問題も出てきておりますし、雇用形態をどうするかとか、実態に合ったものに対して給与をどの位置づけからスタートするのかとか、色んな問題がございます、検討中ということでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そういう条件をふまえたうえで、うちは、準という言葉を使ったんで、準職員としてね。</p> <p>ほんで、もうひとつその、準の下に今言う、パート的な、そのね、時給的なそういう色々チラシを配ってもうて、時間的に配ってもらって、その一日限りというような、そういう職員さんも別にたて分けたらどうかなということで、準という言葉を使わせてもらいました。</p> <p>こういうことをふまえて、今後また、しっかりと行政の中で、また、我々も含めてですね、協議さしてもらえたら嬉しいなと思ひております。</p> <p>それでは、8 番目の質問に入ります。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8 番目。</p>
----------------------------------	--

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>8 番、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん、2 番、ごそごそごそっと言うたんですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>うん、もうほんで、それは、もうそのままです。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いや、そのままでは、こちらは、それはいきません。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>じゃあ、答弁いただきたいと思います。</p> <p>町長 2 つ目の質問です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いや、ちょっと議席へ戻ってください。</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p> <p>(議席より、はいと返事あり)</p> <p>ただいまの質問についてですが、</p> <p>(議席よりはいと発言あり)</p>



町の人事に関することは、議員政治倫理条例第3条第1項第5号の、町職員の採用、昇進、人事異動等に関し特定のものの推薦、紹介、その他地位を利用した影響力を行使しないことに抵触する質問内容でありますので、質問とは認めませんので、執行部は答弁をする必要はありません。

次の質問に移ってください。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

それでは、8番目の質問に入ります。

白浜遊具の設置ですね。

ビーチホッピングといますか。

大きなものが、今、計画されて。デモンストレーションしてましたね。

その遊具の設置に併せてですね、自然釣り堀や展望台の設置を求めるとい質問でございます。

他県の例を担当職員さんが調べてくれて教えてもらいました。19倍ですか、平年よりも19倍ぐらいの来客があったという、そういう説明を受けました。

観光及び海水浴客の集客が見込める目玉事業と私は、それはそのままであれば嬉しいなと思っておりますが。

遊具だけでは日帰りになります。

海で遊んだ後、釣り堀で魚を釣って、海鮮料理を食べさせてあげようではありませんか。

あそうづ浅宇津岸壁に、子どもでも女性でも楽しめる自然釣り堀の設置を求めますがいかがでしょう。

これ、もう4度目くらいになると思います。

<p>議長</p>	<p>以上、お願いします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>4度目の答弁をさせていただきます。</p> <p>議会もですね、この件については、視察にも行かれたというふうに記憶しております。</p> <p>現在のところ、過去の答弁のとおりというふうにお答えをさせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>先ほどにも止められましたけれども、こうしてですね、せっかく、このホッピングができてですね、集客が見込めると、こういう状況の中でね、まだなにもしなければ、それだけで終わってしまうんですよ。</p> <p>そういう、そうしておれば、東洋町の町勢といいますか、町の勢いですね、それがもうどんどんどんどん衰滅していく。</p> <p>これは目に見えておると思いますね。</p> <p>釣り堀を設置すれば、観光のためだけでなく、魚を入れる漁業者の利益にも繋がりますね、波動は全町に広がっていくと思うんですよ。</p>

	<p>重い腰を上げるのが、今回選挙の公約ではなかったのかと、再度、もう一度、町長、頭を下げて、お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長) 松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長) 釣り堀のことでしょうか。 遊具のことを中心に質問されているのか、ちょっと。 今年、県も自然体験型キャンペーンということで、自然をテーマに取り上げるという流れの中です、東洋町も海上アスレチックを導入するというので、昨年やったかな、今、導入しているところですが、この7月からオープンすると。 初めてのことなので、色々心配事もあるわけですが、ひとつひとつ取組んでいくということでございまして、その中に、残念ながら釣り堀の計画は現在のところございませんので、また時期を見てですね、ご提言していただければというふうに思います。 はい、以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長) 7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員) 8番目の質問に入ります。 ごめんなさい、ごめんなさい、間違えました。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8の2ですか。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>8の2です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はい。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>元灯台の観光地化ですね。</p> <p>元灯台ありますね。この間、購入、購入はもう終わりましたか。</p> <p>それ、まだ確認していません。購入予定ということで聞いております。</p> <p>県から了解を得ている、県からこれは以前も説明しましたが、野部の小浜の上の県用地なんです。山ありますね、小高い。あそこのことです。</p> <p>野部の小浜の山上に、観光展望台の設置を協議するよう、再度求めたいと思います。</p> <p>これは、なぜかという、やっぱり、そういうホッピングが出ててもですね、白浜の美しい海岸があったとしてもですよ、やはり、展望台がなければね、逆に言えば、展望台があれば、本当に町の印象が良くなると思ってるんです。</p> <p>そういう意味から、ぜひ、展望台を作って欲しい。作りましょうという提案です。</p>

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>灯台の件につきましては、まだですね、国の方から知らせがなく、用地の取得は、まだこれからという段階でございます。</p> <p>予算化は、概算の事業費で予算計上をさせていただいておりますけれども、今のところは、まだ、現時点では取得できていないという状況でございます。</p> <p>取得できましたらですね、これまでに答弁したように、予算の範囲内で整備をしていきたいというふうに考えております。</p> <p>それから、野部の小浜の上の山の件でございますけれども、ここは、県有地でございます、この件につきましては、確かに、ご提言としては私も賛同はいたしておりますけれども、現時点ではですね、防災対策優先の中で、苦しい財政事情があるわけでございます、優先度からして現在のところなかなかすぐには取りかかれないうふうに判断しております。</p> <p>できれば、信頼のできるような民間活力でありますとか、民間資金の活用などの話があればですね、再度検討していきたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>

7番議員

(田島 毅三夫議員)

再問として、2番目の再問です。

そういう答弁がございました。

確かにそのとおりです。予算の関係もあるから優先順位があると思います。

ただ、あのですね、今後、高速道路が開通してですね、素通り客を引き込むためにも早くから対策を考えておかなければいけないと思っているんですよ。焦っているんですよ。

今回のビーチホッピング導入に併せた、そういう町活性化へのですね、この色々な挑戦を早くから手を打っていきませんかという質問でございます。

そういう意味から、どうでしょう町長、色々とそういう新しいものに、即、かかれでなくて、協議会というか、前にワークショップの提案をしたら、はい、やってみたい、やってみようという、検討するということでしたね。

そういうワークショップの検討をもう一度お聞きしたい。どうでしょう。

議長

(西岡 尚宏議長)

田島議員。

(議席より、はいと返事あり)

ワークショップのワもここにはありませんよ。

<p>7番議員</p>	<p>(議席より、変えますと発言あり)</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ワークショップじゃなくて、協議会をとって検討していただきたいが、いかがでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>お答えいたします。</p> <p>県有地の活用方法についてのワークショップという</p>
<p>議長</p>	<p>(議席より、まあ・・・発言あり)</p> <p>ことでしょうか。</p> <p>(議席より、それ言うたら、ワークショップはやめちよった方が、と発言あり)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>議席からの発言はやめてください。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>今現在ですね、集落活動センターに取組んで昨年から色んな会を通じてですね、取組んでいるところでございます、できれば</p>

	<p>今年中に詳細設計まで入りたいなという計画がございますので、今のところ、そういう答弁しかできないということでございます。</p> <p>終わります。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>議長、今時間どれくらい残っていますか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>18分です。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>9番目の質問に入ります。</p> <p>農作業応援隊の設置ということで、これもまた、何回かな、もう耳にたこができちゃうと思いますが、お聞きしたいと思いません。</p> <p>現在、うちも農家の方の、または、現地をずっと回っていく中で一番多く声が聞こえるのが、結局、後継者がいない、担い手がない、自分的には高齢化していったなかなか仕事が思うようにできない、このままでは何年かで、もう放棄しなければならないと、こういうような声が今ものすごく増えているんですね。</p> <p>そういうことをふまえたうえで、もう一度お聞きしたいんです</p>



	<p>が、高齢化のうえ、人手がいなくて、耕作放棄をせざるを得ない農家が増えております。</p> <p>このままでは、あと5年も待たず、町及び町農業は衰滅するとまで皆さん心配しておりますが、高齢者や寡婦などの農繁期の労力支援に退職者や元気な高齢者などで、農作業応援隊を立ち上げていただき、それは、もちろん町が主導でやっていただかんと自発的には無理ですからね、公費支援と自己負担による農作業の労力確保を行うよう提案したいと思いますが、町長、もう一度お答え願いたいと思います。</p> <p>(議席より、産建課長補佐、変わったかと声あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>生田産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(生田 憲一産業建設課長補佐)</p> <p>田島議員のご質問にお答えします。</p> <p>現在、高齢化と後継者不足による労力不足が大きな課題となっておりますが、現段階では、農業者からは、そのような要望はあがってきておりません。</p> <p>今後は、各組織での要望など、確認をしたうえで、要望があった場合には、受入体制や組織の立ち上げなどについて、JAや関係機関と可能性について検討していきたいと考えています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

7 番議員

7 番、田島毅三夫君。

(田島 毅三夫議員)

どれくらいの大きさのアンテナを張っているか、ちょっとわかりませんが、やはり、東洋町全域、また全国的、県下全域にですね、そのアンテナを張ってもらって、そういう声を収集していただきたいと思います。

今そういう声を聞いていないから考えてはいないが、もし、そういう声があがってきたら対応したいと、こういう前向きな返事をいただきました。

よろしくをお願いします。

また、皆さんに、お話、住民さん、農家の方にお話ししておきます。

2 つ目の質問に入ります。

元気な高齢者が収入を得る仕事によって、生きがいや介護予防、認知予防にもなると思いますが、これは担当が変わると思います。答弁担当が。

これは、こういうことをすることによって、高齢者の方ですよ、ただ何もすることがなかった方達が、そういうことをすることによって、副収入を得て、また、生きがいが出て、また、健康、介護予防等のそういう健康のですね、投資につながっていくと。

そういう意味から、ぜひ、そういう福祉関係の方からも一緒に考えてくださいという質問ですが、どうでしょうか。

今、産建からいただきましたんで、住民課の方からもらえたら、いただきたいが、お願いします。

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>農家の中にはですね、障害福祉グループフレンズでしたかね、そういった方に来ていただいて、ちょっとした小遣いみたいなものに取り組んでいる方もおるわけですが、集落活動センターができましたら、100歳体操でありますとか、そういう健康の予防対策、そういったことも含めて福祉のことも考えながら、今、建設に向かって取り組んでいるところでございまして、もし、建設ができればですね、2年ぐらいかかりますけれども、海の駅とかそういったところとも連携して、経済活動につなげていくという目的もございしますので、何とか早く取り組んでいきたいというふうに思っております。</p> <p>(議席より、ありがとうございますと発言あり)</p> <p>はい。もう、それ以上、喋らないようにしておきますので、はい、よろしく申し上げます。</p> <p>(議席より、議長と呼ぶ声あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>

一発でクリアするというようなことはならないと思います。

徐々にですが、前に進めていただきたいと思います。

10番目の質問に入ります。

【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】対策への提案ということでございます。

【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】は、ちょっと言葉的には注意されましたが、もう一度、使わせてもらいます。

飼い猫のですね、登録制と不妊手術の奨励ということでお聞きしますが、野良猫は増えていますね、猫ノミの被害や苦情の声が増え強くなっております。

飼い猫は、県が8千円でしたか、町が8千円、野良猫は県と町が1万円ずつ。

もし、金額ちょっと間違うちよったら訂正またお願いしたいと思います。ずつ、不妊手術への助成金が出ておりますね。

しかし、その申請手続きは、安芸保健所へ行かなければならないんですよ。

そしてまた、手術する病院が安芸しかないと。

県のお金が出ている以上は、高知県内でなければいけないという規定があつてできないと、こう聞いております。補助が出ないと。

そこで、県の方にお聞きしたところ、本町で受けて東洋町で受け付け、海陽町の病院でも手術ができるように要請をしてもらったら対応できると、こう返事をもらいましたが、その後、担当課さん、どうでしょう。

県との接触はどうなっているか、お聞きしたいと思います。

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>田島議員にお答えをいたします。</p> <p>県の雌猫の不妊手術に対する補助につきましては、飼い猫が6千円、飼い猫以外は1万円となっております。</p> <p>町の補助につきましては、雄雌飼い猫、飼い猫以外に関係なく、一律8千円の補助となっております。</p> <p>本町での受付、海陽町の病院での手術について、県に相談しましたところ、県の食品衛生課の見解は、現状では、一度、安芸福祉保健所に出向き、受付をする必要がある。</p> <p>県からの提案として、県の平成31年度高知県雌猫不妊手術推進事業実施要綱に集中的不妊手術枠があり、要綱の改正は必要になりますが、NPOや個人で猫を捕獲できる方がいれば、一度も安芸まで出向くことなく補助が受けられるようになるのとこのことでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>これは、大きな朗報でございますね、今まで絶対にいかなかったというのが、課長のご努力によって、こうなったということは、</p>

	<p>大変嬉しく思っておりますが。</p> <p>先ほど、NPOや個人団体、グループと言いましたかね、が、受入体制を作ればということになりましたが、これは、どのような内容の受付になりますか。</p> <p>不妊手術だけの手助けということになるのでしょうか、それとも高知新聞に、60か70か連載されてますね。わんにゃん何とかというね。</p> <p>ああいう形で、大変受入れしたと、ボランティアでやった方が、今、苦しんでいると、こういうことがありましたが、ああいうことになっても大変なもので、もう一遍、お聞きしますが、どこまで、その中でやれるんですか。</p> <p>手続きは、町の方から県の方へ出して、それで許可もらえたらいいんですね。</p> <p>その実際、動くグループは、必要だということですか。</p> <p>それは、個人ひとりじゃできないんですか。団体グループとなっていましたか。</p> <p>それを、もう一度、お聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>申請の手順につきましても、県の方に確認をしております。</p> <p>まずは、市町村が住民1人でも可能です、や、ボランティアとかの団体ですね、と計画書をまず作成をするというところが1つ目になります。</p>

	<p>それを安芸の福祉保健所へ提出する。</p> <p>そのあとに、県の食品衛生課に進達等を行って承認をいただくと。</p> <p>その次に市町村住民、または、ボランティアが手術申請書を作成して安芸福祉保健所へ提出する。</p> <p>県の食品衛生課に進達後、クーポンの送付がされるということで、それを持って病院の方に行くような流れとなっております。</p> <p>以上のようなことを県の方は実施できるように、今、検討中ということでございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ごめんなさい。ちょっと、頭の回転が悪いのですみません。</p> <p>この1番の質問のもう1つ再問さしてください。</p> <p>今言う、言われた手順ですよ。</p> <p>これは、例えば、その1人、あるいは、グループの方がされるとしても、それは、結局その手数といいますか、手間といいますか、それから病院へ行って、手術をしてもらって、また連れて帰ってというような、そういう費用ですよ、そういうものは、これは、そのグループの自腹ということになるんですか。そこまで県の方から補助はあるのでしょうか。お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

<p>住民課長</p>	<p>蛭子住民課長。</p> <p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>田島議員にお答えをいたします。</p> <p>今現在の補助の額につきましては、先ほど言いましたように、雌猫の方が飼い猫が6千円、飼い猫以外は1万円、町の補助は一律8千円ということで、そこは今のところ変わりなく、今後もまだそこは改善するようなことには県の方も考えていないようでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そんなんで、やり手があるかなあ。</p> <p>2つ目の質問に移ります。</p> <p>【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】、こういう意味での質問でございます。</p> <p>そのためにはまず、飼い猫と野良猫を識別するためにも、条例、もしくは、規則を作ってですね、飼い猫を登録制にしたらどうでしょうかと。しなければ、これは識別ができないという意味での質問でございます。</p> <p>登録制をお願いしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p>



<p>住民課長</p>	<p>蛭子住民課長。</p> <p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>田島議員にお答えをいたします。</p> <p>飼い猫の登録制につきましては、安芸福祉保健所や県の食品衛生課の見解としまして、登録制を実施している市町村はなく、犬とは違い法的な根拠がない状態では難しいのではないかとということ聞いておりますので、町としても、現在のところは考えておりません。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それができなかつたら、前へ進まんのやけどねえ。</p> <p>3番目の質問に入ります。</p> <p>野良猫の捕獲、不妊手術は誰が行うのかということになる、そうならばね。</p> <p>これは、今言う、個人、あるいは、NPO、あるいは、そのグループがですね、仮にそういう手続きをして、連れては行ってくれるとしてもですよ。</p> <p>どうやって、その野良猫を捕獲するのか。病院へ連れていくためのね。</p> <p>それが私は壁に突き当たっております。</p> <p>飼い猫は、飼い主によって行われますが、野良猫は誰が捕まえ、</p>

誰が自腹を切って不妊手術に連れて行くのか。自腹というのは言い方悪いですね、補助が出てますから。

しかし、その不足分は全部自腹でなければいけないと聞いておりますので、こういう質問になりました。

野良猫は、1匹の不妊手術に2万円ぐらい費用がかかっていると、それは、ごめんなさい、言い方が悪い。難手術によってはね。大変な額になると聞いております。

そして、その補助金以上オーバーした分については、自分が自腹を切らなければならないと、こうなっておりますね。

そういう意味からも、やはり、こういうNPOなりグループがしてくれるとしても、その人に対しての何かの形での行動を支援といいますか、そういうものがなかったら、なかなか続かないと思うんですが、そういう助成は考えていますか、町は。もし、そういうグループができたときにね。

それをお聞きしたいと思います。

議長

(西岡 尚宏議長)

蛭子住民課長。

住民課長

(蛭子 浩久住民課長)

田島議員にお答えをいたします。

現在のところ、その補助以外の上乗せのところは考えていないところです。

雌の野良猫については、県の要綱が改正されれば、先ほど説明したように、集中的不妊手術枠が適用でき、NPOや個人が補助を受け、近隣の病院、海陽町とかでも手術が可能となります。

	<p>そうならば、通院費の方とかの個人負担が少しでも削減できるのではないかと思いますので、ご了承をお願いしたいと思います。</p> <p>(議席より、はいと発言あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>最後の質問になります。4番目です。</p> <p>餌付けの禁止条例の設置を求めるといことで少しお伺いしたいと思います。</p> <p>餌付けは、野良猫の増加と付近への被害をどんどん増やしております。</p> <p>どうでしょうかね、やはり、罰則を付けらせていただいですね、禁止規則の設置を求めたいがどうでしょう。そうでもしなければ止まらないと思いますがいかがでしょう。</p> <p>考えをお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
住民課長	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>田島議員にお答えをいたします。</p> <p>餌付け禁止条例の設置につきましては、現在のところ考えてお</p>

	<p>りません。</p> <p>現在、県や町が推進している野良猫の不妊手術等につきましては、地域猫の世話をしてもらっている団体や個人に対して補助をする条件の中に、一定の期間見守っていただいて、その猫が飼い猫かそうでないかというような判断をしてもらうこととなります。</p> <p>その際に、餌を与えることも考えられますので、餌付け禁止はこの事業に反することになりかねませんので、ご理解をお願いしたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(議席より、議長に残り時間を確認する旨の発言あり)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>10分です。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>4番目の、再再問にひとつさせてもらいます。</p> <p>今、課長からそういう答弁がありました。</p> <p>本当に厳しい言い方さしてもうたら、ほんまに官僚的な行政的な本当にもう事務的な答弁だと思っております。</p> <p>今、住民さんがどれほどこの野良猫の被害でね、苦しんでいるか情報が入ってないかも分からんが、大変なもんですよ。</p> <p>そこで私は、何遍も言ってきたのはですね、飼い猫さんは、今言うように、飼い主さんが結局管理できるんですよ。ほんで、不</p>
--	---

議長

7番議員

妊手術もできます。

しかし、野良猫についてはね、どうしますか、今、どれぐらいの猫数がおるか知りません。

しかしながら、これトータルしたら、だいぶの数になると思うんですよね。

それも聞くところによると、三ヶ月に一度出産すると、こういうことも聞いております。1匹大体2回ぐらいらしいんですけれどもね。

その度に、4匹5匹という猫が増えていくんですよね。猫団というのは聞いたことありませんけれども、結局、そうやってどんどん増えていく、飼い猫の方は確かにそれで止まるかもわからない。出産のあれは。

けど、この野良猫はどんだけ被害を受けているか。害を与えているか。

これを考えたときに、私はその飼い猫ももちろんそうですが、以上にこの野良猫の対策が大事やと思うんですよ。

それが今言うように、まったくそういう方に向いていない、姿勢が。

これは、私は、大変な問題だと思います。

また、その県の担当さんにも色々話をしてみますけれども、できたら町の方からも、こういうものに対する支援を何とか出していただけないかと。こういうことも訴えていただきたいと思います。

この質問は、これで終わります。

答弁があればいただきますがどうでしょう、はい。

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
住民課長	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>田島議員にお答えをいたします。</p> <p>県内の他の地域では、地元の有志らが、県の補助額を活用して100匹あまりの猫の虚勢、不妊手術を行っている事例がございます。</p> <p>東洋町でも捕獲や通院する方とか、資金を出せる方等の有志を募っていただくとかして、住民の方にもご協力をいただきたいと考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>(議席より、はいと返事あり)</p> <p>ただいまの質問ですが、野良猫撲滅との発言がありましたが、撲滅とは完全に討ち滅ぼすことでもあります。</p> <p>(議席より、はいと発言あり)</p> <p>野良猫の対応策については、これまでの執行部答弁あるいは新聞等でも掲載されておりますが、野良猫の不妊治療の目的は殺処分されてしまう野良猫を減らすための対応策であり、撲滅させる</p>

<p>7 番議員</p>	<p>ためのものではありません。</p> <p>定例会の1日目に、議会運営委員会からも田島議員の不穏当発言として報告があり、発言を取消したところもあります。</p> <p>この撲滅発言については、動物愛護の観点からも許される発言ではなく、議会の品位を欠く発言でありますので、この発言の取消しを求めますがいかがですか。</p> <p>(議席より、議長、これは、この間の7日の日にちゃんと弁明してあります。そうではないと。と発言あり)</p> <p>いえ、弁明しても、ここでこの言葉を使っておりますので。</p> <p>(議席より、認めてません、7日の日は。と発言あり)</p> <p>認めてませんじゃないです。</p> <p>この、今日のこれで一般質問で使っております、取消しますか、取消さないですか。</p> <p>(議席より、おかしい発言と思っております。と発言あり)</p> <p>発言を取消さないようですので、議長権限で取消します。 次に移ってください。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>最後の質問になります。</p> <p>特用林産研修者の業務表の非開示問題について2点ほどお聞</p>
--------------	--

	<p>きしたいと思います。</p> <p>平成28年度からですね、備長炭生産研修生に2年間を限度に月額15万円ですね、それ以内の補助金が出るようになっておりますね。</p> <p>その中で万一、6ヵ月以内に研修を辞めるか、もしくは、研修後1年以上林産業務に就業しなければ、受給した補助金を全額返還することが規定されました。</p> <p>しかし、次々と3月6月でしたかね、最近直近のものにおいては、その募集要項が出ておりますけれども、この研修生公募チラシには、その規則は明示されていません。</p> <p>なぜ知らせないのか、お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>田島議員の質問にお答えいたします。</p> <p>田島議員指摘のとおり、公募チラシにはスペースの問題もあり返還内容は掲載しておりませんが、申請時に来られた方には、担当者から返還も含めた詳細な内容を説明をしております。</p> <p>今後、公募時には、返還内容も掲載するようになっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>



7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>了解しました。</p> <p>誠実な答弁、ありがとうございます。</p> <p>2つ目になりますが、これは、午前中の質疑の中で確認さしてもらった分とほとんど似ております。これはもう、抜かして3番目の質問にしてよろしいでしょうか。2番目を削除してよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はい。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>3番目に入ります。</p> <p>その出務状況の確認のための、就業表を開示請求したところ、氏名が黒塗りで出て参りました。</p> <p>この事業は情報公開条例の第9条2項の、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それ4番なってますよ。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>なんだって。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>3 番は 3 月に 3 名 6 月に 2 名ですよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>うん。これは結局ほら、先ほどの議案質疑の中で</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ほな 2 番、3 番も除けるということですね。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい、そうです。はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>わかりました。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ほんで、この事業は情報公開条例の 9 条 2 項のハ、これは、町によっても違うようですが、ハの町が取得した情報であり、公開することは公益上必要と認められ</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>これへ書いちゃあるのは、町条例 10 条のイでしょう。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>結局、今言うたように、それぞれが違うからといってしました。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いいや、ハとイはものすごく違うんで、これへ書いちゃあるのはイと書いておりますんで。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はいはい。ほんなら、これはごめんなさい。訂正させていただきます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ほな、ハですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい、うちはハとしましたんですけど、口のところもあるんですよ。あれによっては。</p> <p>それぞれの、よって違うようなんかなあ思いましてね。</p> <p>要するに、それほんなら抜かしちょいてください、抜きます。</p> <p>この 9 条 2 項というのは抜きますが、町が取得した情報であ</p>

<p>議長</p>	<p>り、公開することが公益上必要と認められるものに該当するため、公開を求めるがどうでしょうかという質問でございます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p> <p>(議席より、ああ町長がきたと発言あり)</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>4番目の、町の公開条例の第10条というのはですね、交付の決定ということになっておりまして、たぶん第6条の公開できない公文書のところの口のエですかね。</p> <p>法令等の規定による許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、または、取得した情報であって公開することが公益上必要であると認められるものについては、公開してかまわないという例外規定だということだと思います。</p> <p>ここで公開することが公益上必要であると認められるものということでございますので、今回の件につきましては、第3条公開条例、第3条にはですね、個人に関する情報が十分に保護されるよう、最大限の配慮をしなければならないとの規定もあるわけでございます。</p> <p>最大限に配慮しなければならないわけございまして、また、公開できない公文書として、第6条第1号には、個人に関する情報であって、特定の個人には識別されうるものは公開できないということになっておりますので、今回の件につきましても、不特定多数にも公開すべき公益上必要であると認めるという判断に</p>

<p>議長</p>     <p>7番議員</p>	<p>はならないというふうに申し上げておきます。</p> <p>以上です。</p> <p>(議席より、はい議長と声あり)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>今、町長の方から識別、個人名といいますか、個人が識別されるものについては非公開と、こう言われましたね。</p> <p>しかし、その但し書きがあるんですよ。</p> <p>ただし、その他に、これに該当するものについては当たらないというものがあって、その中に私が今言ったような、そのですね、公開することによって、どこでしたか、公開する、町が取得した情報であり、公開することが公益上必要と認められるもの。こうなっているんですね。</p> <p>公益上というのを私も色々考えてみました。</p> <p>するとやはり、住民さん血税、県民さん血税を全額もってする補助事業ですからね。</p> <p>その状況が、特に今回の場合はですね、1人月額15万円以内、2年間を限度にとかね、1ヵ月20日以上研修で6ヵ月以上とか色々こう、規約があるんですよ。</p> <p>つまり、研修が目的なんです。</p> <p>特用林産の技術を絶やさないために、あるいはまた、振興させるためね、その事業を。</p>
--	--

それを県が大々的にバックアップして、こうやってるんですよ。

そういうものの事業で、よく考えてくださいよ、その事業の中で、本当に、そのAさんBさんという方が2年間研修を受けて、1年以内に、今言う、1年以上研修を受けたかどうかというような。

そうでなければ、結局、入れたお金は無駄にってしまうんです。消費も含めて。

そういうことがないためにですね、公益上、ここにありますね、・・・情報・・・、公開することは公益上必要と。

つまり、これがなかったらですよ、誰がいつ何日何月何時に何をして、どれくらい仕事をしてということは、まったくわからなくなります。

これは、町の方は、それを事業者から資料をいただいた時に、どのように精査したんですか、するんですか。

黒塗りしてないからわかるんでしょ。

Aさんという人は、1年間何十日仕事をしたな、何百日仕事をしたなと。これは問題ない。

しかし、我々チェック機関の議会はですね、その氏名が分からなかったら、まったく手が出ないんですよ。

これは、情報公開条例の非開示の中に入らないと思います。

速やかに、開示をしていただくようお願いします。

議長

(西岡 尚宏議長)

松延町長。

町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>交付金のような出し方になっておりますけれども、この事業はですね、募集については、町が一応チラシをして公募すると。</p> <p>雇用主につきましては、民間団体でございます、民間団体の従業員、研修生も同じですが、その方の氏名を特定して公表するということまでには、町の権限は及ばないというふうに考えておまして、それが、なぜ公益上必要なものとして判断されるのかということがなかなか理解できないわけございまして、あるいは町がですね、臨時職員を雇用しているのは、臨時職員も当然名前は公表されます。</p> <p>なぜならば、直接公金を受給しているからございまして、雇用主等の判断もあるわけございまして、このところを考慮してですね、誰にでも開示できるということにはならないというふうに解釈しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>もう2分弱です。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>今、町長の方からですね、募集は町がやった、しかし窓口ですね、しかし、雇用は民間だから知らないと言いませんけれども、責任はないという形ですね。</p> <p>しかし、私が問題視しているのは公金を使っている、町住民のお金を使っているということを問題にしているんですよ。その窓</p>

<p>議長</p>	<p>口いうことでなくてね。</p> <p>そういう意味からもですね、公金による、それから、公金を受けて研修をされていて、それをこういう規約の中で研修をしている方というのは、私は、これは、準というたらいけませんけれども、公務員的な立場にあると考えております。</p> <p>個人情報などないと考えております。</p> <p>これは、もう一遍、私、勉強しますけれどもね。</p> <p>やはり、今言う、自分たちのお金でやってる分については問題ないけれども、公金で動いて、給料いただいて、それで動いてる分については、それは、私は氏名も金額もちゃんと公表しなければならない、そう考えております。</p> <p>間違っていたら、またご指導願います。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>町長、やらののですか。</p> <p>(議席より、答弁あればお願いしたいと思います。間違っておればご指導願いますと発言あり)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>同じ答えになりますけれども、公益上必要であると認めるといふ判断にはならないというふうに解釈しておりますので、はい、よろしく願います。</p>



<p>議長</p>	<p>(議席より、以上ですと発言あり)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君の質問が終わりました。</p> <p>ここで休憩をいたします。</p> <p>再開は、3時20分です。</p> <p>(休憩時間：15時2分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きますが、町長、教育長、教育次長、時間をきちっと守ってください。</p> <p>(再開時間：15時21分)</p> <p>続いて、福島登君の質問を許します。</p> <p>件名は、集落活動センター設置等について、ほか1件であります。</p> <p>答弁者は町長、副町長、課長、課長補佐となっております。</p> <p>福島登君、質問を始めてください。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>それでは、できるだけ簡潔に行いたいと思います。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> <p>1つ目の質問です。</p> <p>集落活動センターの設置等について次の点をお聞きします。</p> <p>始めに、高知県が進め、甲浦地区に設置される予定の集落活動センターとは、どのようなものなのか、まずは、お聞きします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

<p>町長</p>	<p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>福島議員にお答えをいたします。</p> <p>福島議員にはですね、一白浜地区住民として、この件も含めまして大変お世話になっているところございまして、普段よう言いませんけれども感謝しております。</p> <p>今以上にですね、人口の少子高齢化が進展していくことは想定されている現状も勘案いたしまして、現在、避難施設と福祉活動も視野に入れました複合施設として、また、甲浦地区全体の拠点化を図っていきたいということで、誰もが利活用できる施設として、白浜地区に甲浦地区全体の住民が主体となる活動の場として、また、地域の活性化のため、あるいは、名称を集落活動センターとして建設を検討してきたところございます。</p> <p>お尋ねの集落活動センターとはということでございますけれども、複数の意味合いもあるご質問だと思いますけれども、県では地域住民が主体となって、旧小学校や集会所等を拠点に、地域外の人材等を活用しながら近隣の集落とも連携を図り、産業、生活、福祉、防災などの活動について、それぞれの地域の課題やニーズに応じて総合的に地域ぐるみで取組む仕組みと位置づけられているところございます。</p> <p>知事行脚の時にもですね、知事が活動内容は何でもかまわないというようにおっしゃられておりますけれども、集落の維持、再生の仕組みづくりとして住民主体の活動の拠点として、ぜひ、整備したいと考えてきたところございます。</p> <p>以上でございます。</p>
-----------	--

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>再問です。</p> <p>今年度、設置拠点となる白浜集会所の複合施設としての建替えが予算化されとうと思いましたが、集落活動センターの設置、オープン時期についてですね、どのあたりを考えようかということをひとつお聞きしたいと思いましたが、いかがでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>箱物のことでしょうか。</p> <p>(議席より、集落活動センター設置、オープンと発言あり)</p> <p>ハード面のことではなくてということですかね。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>福島議員、ハード面じゃなしに、活動センターということですか。</p> <p>(議席より、いいですかここで発言して、と発言あり)</p>

	<p>はい。</p> <p>(議席より、はい、活動センターの設置です。ハード面じゃなしに、集落活動センターを、いうたらオープンさせる時期のことですと発言あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>わかりました。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>時期ということにつきましては、明言はできませんけれども、現在、ハード面の完成までは、当然、時間もかかるわけですが、今現在、同時にですね、運営面や手続き的なことについて、同時に検討を重ねているところでございまして、この手続き的なことが完了したらオープンというような位置づけでもかまわないというような見解をですね、県の方からはいただいているところでございます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>一部、1つ目のことですね、町長答弁もございましたが、2つ目に、集落活動センターについてですね、今後どのように町長</p>

<p>議長</p>	<p>の方で期待されでしょうか、そういうことをもう一度発言していただきたいと思います。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>高知県の方はですね、高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられる中山間地域の実現を目指しております。</p> <p>そのひとつに集落の活性化、経済活動の推進、福祉活動など生きがいくりの創出などを目的として集落活動センターというのがあるわけでございます。</p> <p>県も町も目指す方向性は同じでございますので、住民の主体的な取組みに期待をしているところでございます。</p> <p>財政状況のことはあまり言うなというふうにも言われておりますけれども、なかなか厳しい状況でございますので、一度には何もかもできないわけでございますが、段階を踏みながら、建設、完成いたしましたら、当然、海の駅との連携なども視野に入れておりまして、経済活動が確立できるような方向と雇用の創出にも繋げていければとの思いで取組んでいるところでございます。</p> <p>今後とも、ご協力を申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p>

議長	<p>なかなか今からということで、私の質問も深く入り過ぎて、答弁に苦しむところもあったと思いますが、住民の方々が協力して集落活動センターの活動に取り組んでいかれたらなあというふう に私も考えております。</p> <p>2つ目の質問に移ってよろしいでしょうか、議長。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はい。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>2つ目の質問に入ります。</p> <p>生見のヘリポートから国道に繋がる町道等の現状と今後の補修等について次の点をお聞きします。</p> <p>1つ目です。</p> <p>生見のヘリポートから国道に繋がる町道等についてですね、現状をまずはお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>町道などの現状でございますが、国道55線から生見ヘリポート入口までの間を接続しております、町道パイロット幹線は延長約300メートルございまして、舗装はされているものの、経年劣化により、ひび割れの箇所が散見されます。</p>

	<p>また、生見ヘリポートから町道パイロット幹線に接続するまでの間、こちらも約300メートルでございますが、この道路については未舗装の状況にあります。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>2つ目の質問に移ります。</p> <p>南海トラフ地震が発生した場合でも、通行が確保できる程度の補修が必要と考えますが、その計画があるかどうかお聞きをいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>ご質問に、お答えいたします。</p> <p>南海トラフ地震が発生した場合、生見のヘリポートや隣接されています防災備蓄倉庫は、重要な防災活動拠点に位置づけをされております。</p> <p>その防災活動拠点への安全なルートの確保は、非常に重要であると考えております。</p> <p>未舗装部分につきましては、早期に着手できるよう検討し、また、町道パイロット幹線においても安全なルートを確保するた</p>

	<p>め、劣化している部分の補修を検討して参りたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>補修を考えるとということでお聞きをしました。</p> <p>その際にはですね、やはり国道の入口とパイロット幹線からヘリポートまでの入口ですよ、そこに看板なんぞもまた必要と思いますが、案内板ですよ。</p> <p>案内板の設置はどう考えていますか。</p> <p>それで答弁いただけたら、私の質問を終わりたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p> <p>案内板のことは書いておりませんので、執行部も。</p> <p>(議席より、そうですか、そしたらやめますと発言あり)</p> <p>案内板のことは課長、かまんき。</p> <p>(議席より、もうよろしいです。あ、してくれるんですかと発言あり)</p>



副町長

かまんと言いつうのに。

あとは福島君、よろしいですか。

(議席より、よろしいです、終わりますと発言あり)

8番、福島登君質問が終わりました。

ここで光本副町長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

光本副町長。

(光本 速雄副町長)

大変貴重な時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

退任にあたりまして、ご挨拶をさせていただきます。

本議会の開会日に松延町長の行政報告の中で、私の任期満了での退任をという、私の気持ちを十分に受け止めていただき、感謝の気持ちでいっぱいでございます。

私は16日の任期満了をもちまして、退任をいたします。

昭和52年4月に奉職以来、税務課からスタートをしまして、総務課、産業建設課、町民課、教育委員会、そして総務課長を経まして、平成27年6月に副町長としまして、一期4年間でしたが、それぞれの立場で職務を全うできましたことは、議会議員の皆様方をはじめ、関係各位の皆様方のご指導ご鞭撻のおかげであると感謝し、お礼を申し上げたいと思います。

誠にありがとうございました。

副長としましての4年間は、町長の補佐役として職務を十分果

議長	<p>たしたかどうか、複雑な気持ちでいっぱいであります。</p> <p>また、やり残した仕事や新規事業も多くありますけれども、本日副町長の人事案件が、議員多数の賛成をいただき、決定していただきました、後任の長崎副町長には職務を引き継いでいただきまして、町長の補佐役として頑張っていたいただきたいと願っております。</p> <p>私は降任後のことにつきましては何も今考えておりませんが、少しゆっくりと過ごしたいと思っております。</p> <p>結びになります、東洋町の発展とこの場におられます皆様方のますますのご活躍を心から御祈念申し上げまして、言葉が整いませんが、退任のご挨拶とさせていただきます。</p> <p>長い間本当にありがとうございました。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p> <p>何でしょうか。</p> <p>(議席より、本日の田島議員の発言についてですね、各議員と協議する場を設けていただきたいと思います。できればですね、20分程度休憩をとっていただきたいと思います。いかがでしょうかと発言あり)</p> <p>休憩動議の提出、</p> <p>(議席より、そうですと発言あり)</p>
----	---

<p>教育次長</p>	<p>ですか。</p> <p>わかりました。</p> <p>ただいま福島登君から20分程度の休憩動議が提出されました。</p> <p>この動議については、会議規則第16条の規定により、1人以上の賛成者が必要です。</p> <p>賛成者の挙手を求めます。</p> <p>賛成者多数であります。</p> <p>ただいまの福島登君からの20分間の休憩動議については、会議規則第16条の規定により、1人以上の賛成者がありましたので、動議は成立しました。</p> <p>休憩の動議を議題にして採決します。</p> <p>この動議に賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数であります。</p> <p>よって、20分間の休憩動議は可決されました。</p> <p>ここで休憩に入ります。</p> <p>再開は、4時です。</p> <p>(休憩時間：15時38分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：16時00分)</p> <p>先ほどの一般質問の答弁について、執行部から修正したいとの発言があると申し出がありましたのでこれを認めます。</p> <p>北川教育次長。</p> <p>(北川 晃彦教育次長)</p>
-------------	--

<p>議長</p>	<p>説明いたします。</p> <p>田島議員からの町史に対する一般質問の答弁の中で、町史編集委員 8 名と申しましたが、6 名でしたので、ここで訂正したいと思います。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>続いて、2 番、高島俊彦君から先ほどの一般質問時の態度について、謝罪したいとの申し出がありましたので、これを認めます。</p> <p>2 番、高島俊彦君。</p>
<p>2 番議員</p>	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>すいません。高島俊彦でございます。</p> <p>午前中の一般質問での私の言動、この神聖なる議場で声を荒げ、机を叩き、行き過ぎた行動について、心から反省しております。</p> <p>どうも申し訳ございませんでした。</p> <p>(議席より、議長と声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>4 番、武山裕一君。</p>
<p>4 番議員</p>	<p>(武山 裕一議員)</p> <p>発議を提出したいと思います。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>動議でしょう。</p>
4 番議員	<p>(武山 裕一議員)</p> <p>動議です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はい。</p> <p>一旦休憩します。</p> <p>(休憩時間：16時02分)</p> <p>(動議の内容の確認)</p> <p>再開します。</p> <p>(再開時間：16時02分)</p> <p>ただいま、4番、武山裕一君から、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案が提出されました。</p> <p>この動議については、地方自治法第135条第2項及び会議規則第110条第1項より、所定の賛成者がありますので成立しています。</p> <p>ここで休憩に入ります。</p> <p>(休憩時間：16時03分)</p> <p>(動議のコピー、資料配付)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>(再開時間：16時07分)</p> <p>ただいまお手元に配布したとおり、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることについて採決します。</p>

この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることに賛成の方の挙手を願います。

挙手多数であります。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることは、可決されました。

ここで、議会運営委員会を開催しますので、休憩に入ります。

再開は、4時20分です。

(休憩時間：16時08分)

(議会運営委員会開催)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：16時20分)

これより、追加日程第1、発議第10号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、7番、田島毅三夫君の退場を求めますので、議員控え室で待機してください。

(田島議員退場)

本件については、議会運営委員会で検討されておりますので、委員会の報告を求めます。

高畠議会運営委員会委員長。

(高畠 俊彦議会運営委員長)

それでは、議会運営委員会の報告を行います。

先ほどこの動議について検討した結果、提出者からの説明のうち、田島議員へ、機会を与える。

次のように、

議会運営委員長

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>高島議員。</p> <p>弁明が抜かりましたよ。</p>
議会運営委員長	<p>(高島 俊彦議会運営委員長)</p> <p>すみません。もう一度言い直します。</p> <p>先ほどの動議について検討した結果、提出者からの説明ののち、田島議員へ、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>弁明の機会。</p>
議会運営委員長	<p>(高島 俊彦議会運営委員長)</p> <p>弁明の機会を与える。</p> <p>次に、提出者に対する質疑を行う。</p> <p>以上のように決定いたしました。</p> <p>これで議会運営委員会からの報告を終わります。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ただいまの、議会運営委員会からの報告のとおり、この動議については提出者からの説明ののち、7番、田島毅三夫君へ弁明の機会を与える、提出者に対しての質疑を行う、以上のとおりでご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

<p>4 番議員</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>提出者の説明を求めます。</p> <p>4 番、武山裕一君。</p> <p>(武山 裕一議員)</p> <p>発議第 10 号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議について、地方自治法第 135 条第 2 項及び会議規則第 110 条第 1 項の規定により動議を提出する。</p> <p>提出日は令和元年 6 月 12 日であります。</p> <p>提出者は私、東洋町議会議員武山裕一であります。</p> <p>賛成者は小松熙、小野正路、高島俊彦、今宮裕明、福島登の各議員であります。</p> <p>提出理由を説明します。</p> <p>東洋町議会議員田島毅三夫君は、本日の会議において、地方自治法第 129 条の議場の秩序維持、同法第 131 条の議長の注意の喚起、東洋町議会会議規則第 102 条の品位の尊重に抵触すると思われる行為があった。</p> <p>よって規律を遵守し、議会秩序を保持する東洋町議会とするため、田島毅三夫議員の懲罰が必要であると考え、賛成議員とともに、田島毅三夫議員の懲罰動議を提出するものである。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>次に、7 番、田島毅三夫君の一身上の弁明を許可します。</p> <p>7 番、田島毅三夫君の入場を許可します。</p>



<p>7 番議員</p>	<p>(田島議員入場)</p> <p>7 番、田島毅三夫君、一身上の弁明を許可します。</p> <p>7 番、田島毅三夫君、弁明を始めてください。</p> <p>(田島 毅三夫君議員)</p> <p>今そういう懲罰理由を読み上げられました。</p> <p>しかし、私のこの今回の議会議場発言の中でね、129条、131条あるいは102条と、こういうことで法令、規則の条項読み上げられましたが。</p> <p>そのひとつひとつについて、私は全く理解ができていないんですよ。</p> <p>私の発言のどこがこの条例のどこに、どのようにあたって、懲罰かけられているのかということが全くわからないんです。</p> <p>もう少し詳しく説明してもらわなければ、なかなか弁明はできない。</p> <p>ただ、一点だけ皆さんに分かっていただきたいのは、我々は議員です。これは皆さん一緒ですよ。</p> <p>選良として、住民さんから付託を受けて、代表として議会に送り込まれて、その中で、行政執行に対する、あるいはまた財政面等においてですね、疑義があつたり疑問点があれば、それをチェックして監視して、そしてここで質していくというのが我々の仕事です。</p> <p>それに沿って私はずっとやってきました、今日も。</p> <p>そのひとつひとつの中に、色々と問題点があるということを途中で議長から止められてましたけれどもね。</p> <p>しかし、よく考えてくださいよ。</p>
--------------	---

この議場の中で、判例の中でも出てましたね、最高裁でしたか。鳥取でしたか、ちょっとごめんなさい、忘れましたが。

議員が議会でする発言の中で、相手に対して、あるいはまたその議会に対してあるいはまた、なんであったかな、相手に対して侮辱的な発言というように捉えられるようなことがあったとしても、それは議会内の中での発言であって、これは憲法21条の発言の保障といいますか、そういうことを踏まえても、それは懲罰の事案にはあたらないと、こういう判例も出ておりましたね。

そしてまた、議員の発言がその今言う議場の中ですよ、8人、現在おりますが、今、形的には8対1というような形になっております。勢力的には。

しかしそういう中で、やはり相手方、7人の方と私1人の意見が仮に違うたとしても、それはその議場の中でたとえ私が1人であっても、あなた達が7人であったとしても、自分たちの考えで発言するのは、これは自由です。私も同じです。

その1人の発言として言う、権利というか、それをあなた達はそう言うてひとつひとつ理由をつけて、私の発言を止めよりますが、これは大変な問題ですよ。

議場というのは、それぞれが、ひとりひとりがまたあるいは人数はどうあってもかまいませんが、自分たちの、自分の考えをここで打ち明けて、そして執行部を質していく、行政を質していくと。

そのための議会なんですよ。

それを、その、共に一緒になって、行政側に質さなければいけない議会が、行政に対する意見に対して、それを止めてくるということ、これは考えられますか。

そして、そのひとつひとつに対して私が説明をさせていただきますと、釈明をさせていただきますと、弁明させていただきます。

こう言っても議長は許しません。

そのまま発言禁止、ストップかけて。

そして取消されて。

ほんで執行部に対して答弁する必要はないと。

こういう形のことが今進んでおりますが、これは本当の議会の民主的な議会の姿ですか、これが。

大川村の例を出しました。

それもやられました、言われました。

しかし、大川村が今大変な状態になっているのはこれは皆さんご承知のとおりです。

しかし私が言ったのは、あのような、こういうことをしていたら、あのように後継者もない、議員のなり手もないような、そういう寂れた議会になりますよ、あるいは町になりますよ、そういうことを言っているんです。

猫の問題もそうです。

猫を撲滅ということ、野良猫をとということがいけないんですか。撲滅がいけないんですか。

高知新聞見てください。野良猫と書いてありますよ。撲滅と書いてありますよ。

(議席より、撲滅や書いてないと発言あり)

撲滅と書いてありますよ、見せましょうか。

それが、どうして【地方自治法第129条の規定により議長権

議長

限で削除】するのが目的ということという発言が、懲罰にかけられるんですか。

納得がいきません。

これは皆さん、私はもうここでそういうことを文書でかちっとした内容の、今言う、懲罰理由というか、説明がなければ、ひとつひとつについて詳しく正当な反論ができませんので、これくらいで止めておきますが、納得できません。

こうすることで、弁明を終わります。

(西岡 尚宏議長)

田島毅三夫君の弁明が終わりました。

7番、田島毅三夫君の退場を求めます。

(田島議員退場)

これより、発議第10号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。

本件動議については、議会会議規則第111条の規定により、委員会の付託を省略することができず、議会委員会条例第6条第1項の規定により、6名の委員で構成する、懲罰特別委員会が自動的に設置されましたので、これに付託して審査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって本件については、6名の委員で懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第6条第2項及び第7条第4項の規定により、資料として配付しております、委員案の名簿のとおり、2番、高畠俊彦君、3番、小松熙君、4番武山裕一君、5番、小野正路君、6番、今宮裕明君、8番、福島登君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、懲罰特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました特別委員の方々は、正副委員長の互選を行ってください。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長が共におりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長を互選することになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載のうえ、議長に提出してください。

ここでお諮りいたします。

ただいま設置されました、発議第10号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議における懲罰特別委員会の審査につ

きましては、閉会中の継続審査、調査に付することにしたいと思  
いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

7番、田島毅三夫君の除斥を解きます。

(田島議員入場)

7番、田島毅三夫君に申し上げます。

発議第10号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議  
における懲罰特別委員会の審査につきましては、閉会中の継続審  
査、調査に付することになりましたので、ご報告します。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

これで、令和元年第2回東洋町議会定例会を閉会します。

どうもお疲れさまでございました。

これにて議会放送を終了いたします。

(閉会時間：16時35分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員